



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	維新の変革と幕臣の系譜：改革派勢力を中心に（3） ー国家形成と忠誠の転移相克ー
Author(s)	菊地, 久; KIKUCHI, Hisashi
Citation	北大法学論集, 31(1), 135-184
Issue Date	1980-08-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16305
Type	departmental bulletin paper
File Information	31(1)_p135-184.pdf



維新の变革と幕臣の系譜…改革派勢力を中心に (三)

——国家形成と忠誠の転移相克——

菊 地 久

〈目 次〉

はじめに…問題の発端と所在

第一章 幕府における改革派勢力の形成

——幕藩体制秩序と忠誠、その背反の萌

第一節 嘉永末・安政年間における幕政改革(二九卷三・四号)

第二節 改革派勢力における体制秩序と忠誠(三〇卷四号から本号に続く)

第二章 幕府における改革派勢力の拡大とその分裂

——国家の発見・個人の析出と忠誠の転移相克

第三章 明治国家の形成と幕府改革派の後身グループ

——封建的忠誠の解体と帰一、その諸相

おわりに

「国体」「神州」觀念の発揚と結びついた「皇統」の權威の価値的な上昇は、特に尊攘派を形作った諸藩士草莽の能動分子にあって「勤王の忠節」の内面化につながり、しかもその内面化は「一君万民」論の形成へと連なつて、幕府支配や在来の主従関係の意識的な相対化を齎していた。のみならず、かかる思想動向は既成秩序超出の行動を伴つてそれと相補的な展開を見せ、このことが、自らを秩序逸脱の存在と位置づけつつネーション・ワイドの規模を以て相互の同志的な連帯を志向する新たな政治姿勢の確立につながつていた。忠誠対象の上昇と転移が、所与の君臣秩序の見直しやそこからの離脱の形をとつて、さらには又その変容に見合う態度形成を伴いながら、確実に進行してつたのである。

ところで、忠誠觀念の変容という観点から今一度振り返るなら、事は「皇国」の人格的象徴に対する忠誠の内面化——対象の上昇と転移にはとどまらない。「忠義」「奉公」を梓づけてその規範的な前提を成した「天下為公」「仁政安民」の政治理念が、「閹国」維持の当為へと転化して、しかも既存の組織や制度から乖離の傾向を強めていた。言い換れば、儒教的な教養の浸透の中で培われてきた原理を踏えての忠誠が、その意味と機能とを大きく転換させつた。⁽⁹⁶⁾「一姓歴々」の權威へと向う先の変容動向とパラレルに、とは云え必ずしも相互連関的ではなく、むしろ「外敵」の出現を契機としたもう一方の反応として、従つて又、尊攘派「有志」者の急進化の動きに限らず、「賢侯」とその帷幄グループによる幕政参加の運動や一部開明分子の既成権力への接近を媒介とした活動とも結びつき、全体としては却つて後二者にあってより鮮明な形をとりながら、である。

体制総体—政治的統体の危機を押さえてのこれへの取り組みは、〈安叡慮〉を指す「勤王の忠節」としてだけでなく、〈安民〉を含意とする「国家天下の爲め大忠」(吉田松陰)⁽⁹⁶⁾としても、その広がりを見せていた。一方が「皇統」の権威の価値的上昇・これへの忠誠の内面化の動きであるとするなら、他方は、儒教的な統治理念を踏えた忠誠の、その理念の統体維持の当為への転化を伴った展開に他ならなかった。恣意的な支配の規制原理たる「天下は一人の天下に非ず、天下の天下なり」との〈為公〉命題は、後に述べる如く、「神州閩国」を「天下」として、その成員のすべてに——とは云え、当初は専ら「三民の支配人」たる「士」に対して、その「職分」の意識と結びつく形で——「平天下」の責務を課する「大義」となっていた。又、「六十六国生民の爲め」(同前)⁽⁹⁷⁾「天下蒼生の爲」(橋本左内)⁽⁹⁸⁾等々の言辭から窺える如く、〈仁政安民〉の原則も、それと共に多く「天下」規模の当為として立ち現われていた。こうした中、「修己治人」の教えを踏えた忠誠は、諸大名・諸藩士の能動分子にあって広く政治的統体の維持と隆盛とをを目指す活動につながり、「賢侯」グループの一人に向けられた評言を借りて云えば、「唯天下の爲にせらるゝにて実に忠誠の至」⁽⁹⁹⁾「斯まで天下之爲に御先憂…不測の御後患をも顧みられず、社稷生靈之爲めに御挺身…去とては無比之御忠誠」⁽¹⁰⁰⁾として、その展開を見せていたのである。大名層の覚醒部分において、制度的な「君」存在への「忠節」⁽¹⁰¹⁾はもはや「預り奉る」領国の統治完遂のみを意味せず、このことは、「君意を奉じて民の爲めに災害禍礼を防ぎ」(松陰)⁽¹⁰²⁾との「主人」への「奉公」観を持した藩士身分の「有志」者であっても、同様に然りであった。

「勤王の忠節」と相並んでの「国家天下の爲め大忠」の展開は、「上は天朝の爲め下は万民の爲め」(同前)「上は叡慮を安んじ奉られ、下は諸侯已下万民の心を御固め遊され」(島津斉彬)⁽¹⁰³⁾等の対表現を幕末に特有の政治スローガンたらしめていた。が、それぞれの趣意として斯く並置される〈安叡慮—為天朝〉と〈安民—為天下〉とは、その間に必

ずしも背反の余地なしとしない。前者は詰るところ特定の人格的權威を目標とするに他ならず、作動しては、パースナルな献身の倫理たるを基調とする武士の忠誠、その行動のエネルギーを引き出して統体の中心的な一点に帰向せしめるものであった。かかる展開が体制秩序の急激な解体を促したことは、既に詳述した通りである。これに對して、後者はあくまでも「天」に基礎づけられた抽象的な政治原理であり、統体維持の命題に転じてなおそうした規範的性格に変わりはなかった。この為確かに前者程には忠誠の情動的なエネルギーを吸着し得ず、当初は多く従来の君臣秩序の枠内で作動することとなった。だが、反面では「天道」としてあらゆる人格的權威や組織体を越えるものであり、幕府や諸藩は勿論、統体の統合の象徴として浮上りつつあった天皇―朝廷さえ決してそのことの例外とはしなかった。並置されるを常とした兩趣意は、このようにその位相を異にしており、相互に行き違ふ余地を残していたのである。

〈安叡慮〉と〈安民〉との背反の可能性、この問題に焦点を合せて他に及ぶ形で改めて論ずるなら、「叡慮」の尊奉を第一義とした尊攘派の急進分子は、概してかかる可能性とは無縁に、「天下万民」の安寧を併せ標榜したと言つて良い。「尊王」は現実の「叡慮」に裏打ちされて殊に對外措置としての「攘夷」と密接不可分なものと見做され、「攘夷」は「醜虜」の「窺視之心」を絶つこととして「天下泰平」に直結するものと解されていた。〈安叡慮〉は「攘夷」を介して〈安民〉に帰し、その逆も又然り、各々が相俟つていわば三位一体の當為を成していたのである。「尊王攘夷正誼明道、天下万民をして富嶽の安に処せしめん」(水戸浪士『斬奸主意書』¹⁰⁴)との一綴りの願いは、まさしくそこに発すると見るべく、彼ら急進分子は、このことを「主君」や「公辺」に對する忠誠行動において、或は又「勤王の忠節」の内面化を梃子とした「突出」「崛起」の中で、ほぼ一様に追求したのである。

尊攘派において自覚されることが稀であった二つの趣意の矛盾は、しかし、彼らと對外意見を異にする能動的部分に、それなりの切実さを以て受けとめられていた。殊に、開國論に転ずることの早かった一部の有力大名は、幕府の

「天下」統治を前提にこれへの参画を志向していたこともあって、かなりはつきりとした選択的対応を示していた。通商条約の調印をめぐる朝幕間の軋轢の中、観念的な対外「必戦」論を脱しての越前藩主松平慶永は、幕府の「叡慮」尊奉―「攘夷」実現を強硬に主張する一大名に対して、「当今神州の利害をも論ぜず、只管叡慮の儘に征夷の任を立られんに、指当り戦鬪の御用意は御充分候哉」と皮肉っぽく問い掛けていた。⁽¹⁰⁶⁾又、慶永の盟友とも云うべき土佐藩主山内豊信は、よりストレートに、「外国の事に付ては、京師は庄付けて仕廻ふべきが皇国安全の策」と論じていた。⁽¹⁰⁸⁾「叡慮」を推戴することと区別して語られる「神州の利害」「皇国(の)安全」は、云うまでもなく、へ安民―為天下の趣意にそのまま重なる。慶永や豊信が、「上は叡慮を安んじ為され、下は天下人心安堵固定致候」⁽¹⁰⁷⁾ことを「公刃」に対する働きかけの通規としていたことは勿論である。だが、両当為は彼らにおいて決つて一体同等ではなかつた。その背馳がはつきりと意識されていたのであり、へ安叡慮―為天朝は形式的な建て前の域を出ぬまま次善の目途とされていたのである。彼らが「公刃」を仰いで働きかけは、何よりもまず「唯天下の為にせらるるにて実に忠誠の至」としてあつた、こう断じても差し支えあるまい。

へ為天下―安民を第一義としての政治的な対応、換言すれば「国家天下の為め大忠」の主座的な展開は、藩士身分の開明分子においても同様にこれを認めることが出来る。「尊王」論の副次的な在り様は、必ずしも一部の有力大名―「賢侯」グループに限られた傾向ではなかつた。松平慶永の帷幄に於て朝廷工作に当たつた橋本左内は、その権威を政治的に利用しようとする態度をほとんど崩さず、「旧套」「因循」以外の何物でもない朝廷の現実に接しては、「政権此に帰候はば、天下は忽夷狄之為侵漁致さる可く」とさえ述べていた。⁽¹⁰⁸⁾彼が「吾国体之片端葉末丈にても裨輔致し候様致度」と「神祖天孫」の為の尽力を語っていたことは、⁽¹⁰⁹⁾云うまでもない。が、それにも拘らずこうした態度や判断を持した根底には、あくまでも「真才実学治世安民之深謀宏図」⁽¹¹⁰⁾を以て「天下之安危」に対処しようとする

る政治姿勢があった。左内は慶永の「御補佐御薫陶」⁽¹¹⁾に務めながらその意向を体する形で安政年間後半の中央政治に深く係わっていったが、かかる活動は、文字通り「君ノ御為ヲ働キ、天下国家ノ御利益ニモ相成候大業ヲ起シ」との「初年ノ志」に即したものであった。

勿論、事は左内一人にとどまらない。慶永から招聘を受けて越前の地に到った肥後藩士横井小楠^(一八一〇～一八六九)文化七〇明治二〇も、その時期に江戸や京都で奔走していた左内とほぼ同じ姿勢を以て事態に対処していた。小楠は招かれた地であつて多く藩士達の教育に当たつたが、開国論の提示に始まつて現体制の制度批判に及ぶその啓発の活動は、押し並べて「天下生靈」の安寧を希求する精神に支えられていた。こうした精神が〈安叡慮〉に収斂せざるものであったことは、後に彼が幕府に対して「仮令勅命とは申し乍此過拳(攘夷)に出為さられ候ては、上は神明に対せられ、下は万民に対せられ、決して御申訳御座無く候」と論じていたこと⁽¹²⁾に、これをはっきりと見て取ることが出来る。が、小楠にあつて注目すべきは、決してそれだけではない。殊に佐内と比較して顕著な傾向であるが、彼は既存の主従制的な紐帯からも一歩抜け出す形で「天下」規模の〈仁政安民〉を志向していた。越前藩の招聘に應ずることにおいてまさに然り、後述する如き制度の「染習」からの離脱の一として、小楠は特定の藩臣たることやそれを促す伝統的な「忠愛の情」から確実に我身を解き放ちつつあつたのである。以後の多分に浮動的な去就、文久年間における幕府政治への間接的な関与や維新時における新政府枢機への逸速くの参画等も、同様の脈絡において理解されるべきであろう。幕末当初からのこうした在り様は、佐内が「有志之誹謗を吾君に負い為し申す可く哉と、此斗痛苦」⁽¹³⁾して、あくまでも藩臣たる自意識を保持しながら「天下之安危」に対処しようとしていたことと好対照を成している。佐久間象山は、「御家」(松代藩)からの借財をめぐる藩政府と一揉めした際に「御知行百石」を返上して「東西南北の人」となることを申し出、「天下にて指を折られ申候」「天下の人」たる自負を背景に以下の如く語っていた。「儒業也、洋学也、

「医術也、何也、勝手次第に仕り、諸侯様方にも、情ひ度など之有り候節は、子細無く参り候義、御許容を蒙り候はば、或はこれを以て、是迄蓄へ候志を行ひ、兼て学び覚え候所を以て、此邦（日本）の為に相成候義も御座有る可く」⁽¹⁴⁾。象山は、門下にあった吉田松陰の密航事件に連座して却って藩地で逼塞せざるを得なかったが、彼が目指した「天下の為」の尽力、「御家」から抜け出して自らの「力量」を以てするそれは、横井小楠においてまさしくそのままの展開を見せていたのである。

「忠義」「奉公」としての〈安民―為天下〉の追求は、〈安叡慮―為天朝〉を目指す動きと複雑に交錯しながら、しかしそれとは一応別個に、同趣意との意識的な弁別を一部に促す形でその展開を示し、かかる中、限られた範囲においてではあれ、もはや伝統的な「忠愛の情」に拘束されぬ政治行動を浮上せしめていた。ところで、こうした展開過程は、ほぼそのままに、既存の政治秩序の改編が志向されるプロセスに他ならなかった。「祖法」「旧例古格」の確守を第一義として、そのことによって「天下之泰平」を期待する政治態度が、急速に後景へと退いていた。見方を換れば、「宇内之大勢」や「天下人心」の帰向に應じて所与の政治制度の改革を志向し、そこに「治国平天下」の方途を見る姿勢が、大きく前面化していた。政治的統体の維持命題へと転化した儒教的な統治原則は、併せ、既成の組織や制度から乖離の傾向を強め、これに梓づけられた忠誠の倫理は、諸大名諸藩士の能動分子をして絶えざる現状変革へと向かわしめていたのである。

「祖法」の遵守・「旧例古格」の尊重は、周知の如く、「泰平」が続く徳川の治世にあって永らく武士の政治思考の基本を成していた。「御先祖様御仕組」や「代々様之御制度」の尊奉が説かれ、それこそが政治的な安定につながる道筋と考えられていた。「葉隠」が冒頭に強調する所、「不調法なる事にても、曰峯様・泰盛院様の御仕置・御指南を、上

にも下にも守候時は、諸人落着、手強く、物静に治申事に候⁽¹¹⁾には、その典型を見ることが出来よう。「新儀」に対しては、こうした伝統依存の反射として「縦能事⁽¹²⁾にてもいかが也⁽¹³⁾」とされ、その当否の如何に拘りなく、これを警戒する姿勢が目立っていた。斯くの如き傾斜の中にあつて、儒教的な統治理念が「祖法」「旧例古格」との癒着を見せていたことは、蓋し当然であつたらう。例証は後に譲るが、「迦⁽¹⁴⁾は有まじく候⁽¹⁵⁾」と広く思惟される「御先祖様御仕組」は、「代々様之御制度」をも併せ含めて、なかば「治世」「安民」の当為を具現するもの——多くは、「創業之君」「中興之君」の有徳者の理想化を媒介として——と見做されていたのである。

伝統への依存が武士に通用の姿であつてみれば、明治の一ジャーナリストが徳川社会を振り返つてこれを「習慣ノ専制」と断じたことは、真に剔抉の表現と云うべきであらう。が、「習慣ト共ニ存スル」大勢の中にあつて、それを越え出る知的営為が重ねられてきたことは、勿論である。体制内部の矛盾が顕在化し始めた徳川中期以降、わけでも文化・文政以後の局面にあつては、先覚的な儒者や経世家に限らず、諸藩で改革を担つた武士達の間においても、従来的一般姿勢とは明らかに異なる新たな思考や態度が生れていた。「制度法令」につき、「法令は本より民を治むる道具にして」(藤田幽谷『勸農或問⁽¹⁶⁾』)と、「治世」「安民」を目的としたその手段的属性がクローズアップされ、それと共に、以下の如く、「人情時勢」への適合を第一とした、従つて又その「時々」の「改正」を不可避とする認識が強まっていたのである。「一体制度法令と申義も、往元人情時勢により相立候事⁽¹⁷⁾に之有る可く候へば、数十年の後弊を生じ候は指見候間、其時々改正之無くては相叶ざる筋と存じ奉り候」(藤田東湖『壬辰封事⁽¹⁸⁾』)。

断るまでもないが、こうした制度把握が即座に伝統への依存の否定を意味した訳ではない。「祖宗の御旧制」は依然として「良法美意」であり、秩序の「大本」として動かすべからざるものとされていた。制度「改正」不可避の認識は、「(旧制を)一切に打破り、其時の了簡次第に取り扱」おうとするよりは、むしろこれを悪しき事例として、却つて

「祖宗の旧章によりて事を了簡」「夫れを本拠として斟酌仕」る態度につながっていたのである（幽谷『丁卯封事』）。とは云え、その「制度法令」観が「習慣ト共ニ存スル」有り様の丸ごとの肯定と無縁であったことは、勿論である。日常の政治行動を事細かに規制する「旧例古格」は、秩序の「大本」を成す「祖法」と或る程度区別されるようになっていた。そして、前者に対する安易な倚り掛りは、後者を奉ずることと異なるばかりか、却ってそれを損う「因循」「姑息」と見做されたのである。先に引いた藤田東湖の言には、以下の現状批判が続いている。「況や今、世俗にて制度法令と心得居候は、多くは真の制度法令にも之無く、中古よりの仕ぐせを前振と心得、前振を法と相心得、却って祖宗の良法、美意を失ひ候義、あげて数ふべからず候。抑此前振と申事、姑息の根本に罷成申候。荻生徂徠『政談』中の「今ノ代ニハ何事モ制度ナク」の議論をほぼそのまゝ借り受けたこの発言には、そうした半面をはっきりと見て取ることが出来るよう。

「外敵」の脅威を前にこれへの対抗が問題となった時、斯く浮上していた政治態度―制度把握は、その延長線上に「祖法」の制約をも大きく乗り越え、しかもこうした飛躍を経つつより一層の広がりを見せていた。従来支配的であった「祖法」「旧例古格」遵守の精神が、ここに到ってなお十分に根強かったことは確かであろう。既成秩序の解体を齎しつつあった尊攘派の急進分子すら、自身の事実上の伝統無視にも拘らず、なお内面的にはそうした傾斜を引きずっていた。攘夷を志向することそれ自体が、多く鎖国制度―「祖宗之明訓孫謀」（高橋愛諸¹²⁵）への執着から発しており、その内的姿勢は当然対外問題以外にも及んで、一部に「諸郷之儀も近年格式名実不相応之儀之有り…御先代様定置かれ候御規定も之有り候に付、古代之通り復せられ」（有馬正義¹²⁶）等の議論を促していたのである。が、かかる政治態度は、もはや全般の主潮ではあり得ず、殊に知的能動分子―所謂「識者」「材臣智士」にあって急速に解体消滅しつつあった。

アヘン戦争の噂が伝わる中、「西洋製之戦艦御造立」を対外防衛上の急務として幕府に強く進言した佐久間象山は、その施策が「御先代様」の「重き御規定」（具体的には慶長一四〔一六〇九〕年以來の大船建造禁止令）の改変となることと関連して次のように述べていた。「畢竟御先代様にて右等重き御規定を立て為され候も、天下後之義を厚く思召され候ての御事に候へば、御当代様の御物数奇にて右を破らせられ候はんには、如何にも濟せられまじき御義理に御座有る可く候へども、天下之為に立てさせられ候御法を、天下の為めに改めさせられ候に、何の御憚か御座候べき。御先代様と此時節と御代を替へさせられ候はば、必ず是迄の御法に限らせられ候御義は御座有るまじく、時に応じ変に随ひ、所を替へば皆しかあるべき様に仕候を、誠の孝道にかなひ候とも、中庸の道にあたり候とも申候義と存じ奉り候¹²⁷」。この言には、新たに前面化しつつあった政治態度―制度把握が、「外敵」の脅威を前にして「祖法」一般の制約を大きく踏み越えていく有り様が、実に鮮やかに示されている。象山は、法規について「義理、事勢」の二事を説き起こし、以て旧来の「重き御規定」の改変を当然の措置と主張した。ここに明らかな如く、「制度法令」を「治国平天下」の手段と見て「人情時勢」への適合を志向する姿勢は、もはや「祖宗の御旧制」を――たとえ秩序の「大本」と見做されていようと――その射程外に置くことはなかつたのである。在来の統治理念が政治的統体維持の当為へと転ずる中であつてみれば、彼の主張が「公儀」に向けてその「祖法」を突くものであつたように、個々の領国支配の域を越えてまさに然りであつた。『新論』の著を以て聞えた会沢安（一七八一―一八六三）は、そこにおいて「億兆心を一にし」て「夷狄を攘除」するとの立場から幕府従来の抑圧的な国内政策を批判し、特に大名政策について「邦君をして強を國に養ふこと」への転換を強調して、「『東照宮』の」基業を建てし所以の意（『猛将・勇士をして戦伐を忘れて太平を樂しましむる』は、必ず法とすべく、而して之を愚弱にせし跡は必ずしも泥むべからざるは、時変の見易きものなり¹²⁸）と述べていた。ここにも、同様の展開を見て取ることが出来る。「祖法」にまで及ぶ、し

かも政治的統体規模での「旧制御变革」の追及は、象山や会沢らのかかる言説をいわば先行事例として、以後は対外危機の深刻化―強制された開国の現実に見合う形で、開明派から尊攘派の一部にまで及ぶ極めて広範な動きとなっていた。「鎖国」の一条は、深く時勢御察観なされ、御变革之れなくては、皇国御興復は逆も出来申さず」(吉田松陰『愚論』)⁽⁹⁹⁾「(対外的に) 右様大变革相始候に就ては、内地之御処置、此迄之旧套にては相済まず」(橋本左内)⁽¹⁰⁰⁾等々。

「旧制御变革」の広範な動きは、伝統的な制度や法規が「此時節」に到ってもはや「平天下」につながらず、統治の諸規範を具現せざる政治秩序と見做された為に他ならない。このことは、「祖法」や「旧例古格」と癒着して目前の実体秩序に内在していた「治世」「安民」の当為が、逆にそこから大きく乖離し始めたことを示している。そして、その当為を奉ずる主体においては、所与性からの内面的な解放が着実に進行しつつあったことを意味している。(へ安民―為天下)の立場からする既成制度改編の主張は、個々が在来の政治通念から脱して伝統依存の精神とはつきり袂を別つ中に浮び上がってきたものであった。こうした解放の進行は、横井小楠の次の発言に最も含蓄ある形で現われている。越前藩に招かれた彼は同地で『国是三論』をまとめ上げ、その冒頭近くで「鎖国は二百余年の染習となりたる事なれば、其害尤大なれども皆人鎖国の害たる事は心付ざるなり」と、述べていた。⁽¹⁰¹⁾この言は、鎖国の弊害を説き起こすに際しての単なる発句たるにはとどまらない。現実を身を置く者はそこでの通念から脱することがなければ遂にはその現実を有りのままに捉えることが出来ない、それはかかる指摘としてもあったのである。このような認識論的警句が、小楠における囚われぬ内的地平の確保を前提としていたことは云うまでもあるまい。「君聞かずや、洋夷各国治術明なるを」(原漢文)と詠じたこと(102)に窺われる如く、彼は、「経国安民」を第一義とする立場から欧米近代の国家体制に対する優れて内在的な理解を示し、いわば全く異質な政治や社会の文化に斯く分け入ることを通じて、四

囲の直接的な政治環境・制度状況やそこでの支配的な觀念から我が身を大きく引き離していったのである。当時において傑出の幕藩体制批判、従前の「大名各一国一郡を鎖閉」する制度とこれを支える「他に害あるを顧み」ない「氣習」の下ではたとえ「明君有ても纔に民を慮ざる以て仁政とする迄」と断じたそれは、⁽¹⁸⁾勿論、こうした營為に発するものであった。

所与性からの内面的な解放は、小楠における程の形を取ることは少なかったにしろ、「旧制御変革」を志向した開明派の多くや尊攘派の一部にそれなりの広がりを持った動きであった。統治原理の伝統秩序からの乖離と見るべき「祖宗の御旧制」の否定は、彼らにあってこれを説くに多少なりと従来の政治通念―既成制度の「染習」からの離脱を前提としていた。目指す「御変革」が、「人情時勢」への場当りの妥協としてではなく、それに対する新たな制度構想を以ての主体的対処としてあったことも、こうした転換を介していればこそであった。従来の通念との意識的な訣別は、囚われぬ内的地平への移行として認識された状況に相応しい新たな制度や施策のプランにつながっていたのである。対外的には国際社会への積極的な適合が、対内的には統一的な政治体制の確立が、それなりの具体案を以て語られるようになっていた。この点で、新たな政治態度―制度把握の一種の飛躍を経つつの前面化は、ほぼそのまま新たな政治ビジョン浮上の過程であったとも言えよう。そして、「斯までに天下之為に御先憂：去とは無比の忠誠」と評された一連の政治行動は、押し並べてこうしたビジョンの模索と追求を中身とするものに他ならなかった。

政治的統体の維持命題へと転じつつあった「治国平天下」の当為の既成秩序からの乖離は、在来の政治通念からの内的離脱の進行として新たな制度や施策の模索へとつながっていたが、「識者」「材臣智士」を中心としたその試行錯誤は、なによりもまず強制された開国の現実の中でこれを受け入れ、希求する方向を辿っていた。背後に国際社会や

西洋諸国に対する認識の深まりがあったことは云うまでもない。

西力東漸の趨勢は比較的早くから察知されており、その一応の掌握が、国際社会の全体を中国や日本の戦国時代に比定さるべき弱肉強食の世界と受けとめ、さらには又西洋諸国の日本への接近を一律に侵略の「野心」で裁断する見方につながっていた。⁽¹³¹⁾既に周知のこととして引用の繁は避けるが、こうした対外認識の傾性は、当初、政治的能動分子に通有のものであったと言つて良い。「彼れを見ること豺狼犬羊の如く」(山県大華『講孟劄記評語』⁽¹³²⁾) あつた「夷狄」観の広がり、無論、このことと背中合せの事象である。「漢土の人の辞に倣いて」(同前)⁽¹³³⁾のその価値的な貶斥は、必ずしも由来の地における如き文明自尊の高みからする慢然とした蔑視ではなく、むしろ強力な「外敵」の輻湊を察しての怖れと警戒心の現れに他ならなかつた。⁽¹³⁷⁾「賤しめ罵り」の中、「彼を知り己を知る」の「兵法」論理を以てさらなる海外諸事情の探索が目指されたことも、やはり「夷狄」観のこうした内実の故であつたらう。

ところで、「宇内之形勢」や「彼国々の人情世能」の探索は、「識者」「材臣智士」を中心に相応の進捗を見せ、このことが、逆に起点に跳ね返つて通有の価値的な枠組を突き崩すようになっていた。「西洋諸国彼教法盛なる国は、皆富国強兵を以て政教も行届候儀にて」(伊達宗城)⁽¹³⁸⁾との理解が次第に広がり、こうした中、「道は天地の道なり、我国の外国のと云事はない」と道義の普遍性を確信する立場から、「支那」や「我国」が却つて「西洋には大に少れり」(横井小楠)⁽¹⁴⁰⁾と結論づけられるようになっていたのである。本格化した対外接触は、かかる展開に一層の拍車をかけるものであつた。島津斉彬は、アメリカ総領事ハリスの闊達な行動に強心を動かされて「扱々悪む可き事、しかし彼国に取ては良臣と存ぜられ候 右様之有司之無き事、歎息之義と存じ奉り候」、と述べていた。⁽¹⁴¹⁾ここに窺える如く、改めての見直しが自己の周囲との比較を伴つて為され、それと共に「感興」すべき事に「感興せずして徒に彼を夷視仕候は」(橋本左内)⁽¹⁴²⁾もはや問題外の態度とされるようになっていたのである。能動分子の知的部分に顕在化したこ

説
のような動きが、西洋諸国の対日行動を万事侵略の「野心」で裁断するステレオ・タイプからの離脱としてあったことは、言うまでもあるまい。「外国人は日本人の方今世界の時勢を弁へざる事を熟察致候へば容赦致し居候」(小楠¹⁴⁸)
「唯、交易を乞、和親を結び候に付て強ち奸計悪謀之有りと申事も御座無く候」(左内¹⁴⁴)等々。勿論、それは、西洋諸国を中心とする国際社会の新たな理解につながるものであった。彼らの開国要求につき「奸計悪謀」を否定した佐内は、その根拠を「皆各相互に交換貿易して生涯を送る」西洋一体の通習に求めていたが、ここに示されるように、弱肉強食の世界の「合縦連衡」とは異った、いわば国家間の恒久的な相互依存の構造が、次第に了解されるようになっていたのである。かかる了解があつて、これに「亜墨利加・魯西亞の使節に応接するも、只天地仁義の大道を貫くの条理を得るに有り」(小楠『夷虜応接大意』¹⁴⁸)との発想が重なる時、そこにこそ国際法規―「西洋諸国間の關係を支配している諸原理」(オールコック『大君の都』¹⁴⁷)理解の道が拓かれた、こう言つて差し支えあるまい。

欧米諸国への知的接近による「夷狄」観からの脱却は、しかし、彼らに対する警戒心の解除を少しも意味せず、従つて又、国際社会の共存構造の認識は、確執と抗争・征服と屈従の先行イメージに決つて取つて代るものではなかつた。西洋の実情が「以前一ト通り考候とは雲泥之相違」であるからこそ、より一層「恐敷事」(小楠¹⁴⁸)と思われたのであり、「悪心」を以て断ずることは間違いであれ、一担措置を誤れば「彼等其所望を失候より、万一驕傲不遜之挙動抔仕」(左内¹⁴⁹)ることが予想され、そうなれば日本は「印度・支那之轍」を踏むことになると受け止められていたのである。西洋諸国に匹敵する「大国」たるべく、開国の現実を受け入れることは勿論、自ら積極的に国際社会に乗り出そうとする動きが、こうした中で浮び上がつて来る。

佐久間象山は、「御国力の実に英・仏・弥利堅にも過ぎ為され候様、年月を期して行届き為され候様の御処置に相成候様、仕度ものと存し奉り候」と論じていたが、ここに典型的に示される如く、欧米諸国に対する理解が進んで彼我

の国力の隔絶が痛感される程に、彼らに拮抗し得る「強国」と為ることが、国家の大目標として掲げられるようになっていた。そして、その目標の達成は、押し並べて国際社会への積極的な適応―「四方に雄飛致し候事」(松平慶永)⁽¹⁵¹⁾を施策的な前提としていた。かかる適応は、大きくは二方向を取って志向されたものと云って良い。一つは、西洋諸国を中心とした国際社会の共存と平等の体制、これへの参入である。外国貿易は、国力の疲弊に帰するのではなく、逆に「其利を外に獲」(佐久間象山)⁽¹⁵²⁾るものとして「富国強兵」に直結すると受けとめられるようになっていた。こうして、「何分吾神州も、従来鎖国之法を公然御改に相成、世界万国と有無相通じ」(左内)⁽¹⁵³⁾と、「相互に交換貿易」の秩序への仲間入りが目指されることとなったのである。勿論、事は経済的領域にとどまらない。象山が「此方に官府の制度を受けざるミニストル置候ならば、此方よりも、彼地に彼の制度を請けざる官吏を置き」と語っていたように、政治外交上の形式的な平等関係に分け入ることも意図されていた。ところで、西洋諸国を中心とした共存と平等の体制への参入は、同時に又熾烈な対立と抗争の世界へのそれでもあり、殊に非西洋地域を好餌とした征服者の世界への出発を意味した。すなわち、二つには、「近傍の小邦を兼併」(松平慶永)⁽¹⁵⁴⁾することが対外関心の的ともなっていた。

「倭、日本は逆も独立相叶ひ難く候。独立に致し候には、山丹・満州之辺・朝鮮国を併せ、且悪墨利加州或は印度地内に領を持たずしては逆も望之如ならず候」。橋本左内は斯く論じていたが、ここに明らかなように、西洋諸国を相手として確執と紛争の中を生き抜くには、日本自らが同様の略取者として「近国を掠略する事」が不可欠と考えられていたのである。島津斉彬による「中国大名は新和蘭陀、九州大名は咬啗吧印度辺、陸羽諸侯は山丹満州杯掠奪す」べしとの「大奮発大英断」論も、勿論、こうした意味合で語られたものであった。当時、横井小楠は、「強国と為るではならぬ。強あれば必弱あり。此道(仁義の大道)を明にして世界の世話やきに為らにはならぬ」と説いていた。⁽¹⁵⁵⁾

それは、「強国」たることを目標とせず、共存共栄の中に生きることを願って抗争の半面を拒絶、解消しようとする

道義立国の構想に他ならなかった。こうした立論は、「四方に雄飛」を志向した知的能動分子、彼らの全体から見て極めて例外的であったと言わねばならぬ。

国際社会への適応が志向されては当初から版図の拡大が大きな関心事となっていたが、このことは、日本が弱小国である目前の現実をいささかなりとも看過させるものではなかった。「掠略」の構想を先の如く語った左内は、しかしそれに続けて「此は当今甚六ヶ敷候」と述べ、既に「近国」の多くが西洋諸国のなかば領有下において、日本が「力足らず、迎も西洋諸国之兵に敵対」し得ない状況を指摘していた。「宇内之形勢」に通ずる者において、「我邦」が「小国」であることは瞭然の事実であったと言って良い。だとするならば、如何に欧米諸国に伍することを欲しようとも、当面は「小国を以て大国に交り候」(象山)⁽⁸⁹⁾ 方途が模索されざるを得ないだろう。左内は、対外的な延命の手段としてロシアとの同盟を説き、象山は、「辞命(論弁と応対)を修め」ることを強調して外交的手腕の習熟を求め⁽⁸⁹⁾ 等していた。又、こうした「権宣」の模索と並行して、内政上の諸改革がより以上の重みを以て追求されることにもなった。軍事技術を中心とした西洋文明の導入、殖産興業的な経済政策の展開、だがこれらにも増して何よりもまず統一的な政治体制の確立が、焦眉の課題と意識されていたのである。

統一的な政治体制の追求とは、一方で藩や身分の別を越えて総力の結集をはかりながら、他方、これを領導し得る強力な政治中枢の創出を目指すものであり、危機に直面しての政治的な拡大と集中の動きを言うに他ならない。その追求は、「識者」「材臣智士」が開國に踏み出すことに勝るとも劣らず、最も意を傾けた点であった。

総力結集の要請に答えるべく、個々の政治的な参加意欲に応ずる形で、概して「公議輿論」の思潮を背景として、種々の制度的な模索が為されていた。「公議輿論」とは、「公議」「公論」を「衆議」「衆論」や「輿論」に決するを言

い、〈天下と共に天下を治める〉道筋を指し示すものであった。「公議」「公論」とは、多くの場合、個人や藩の利害を越えて政治的統体の維持に帰する意見を意味した。それは、〈天下為公〉原理の意味変化の延長線上に觀念されたと見て差し支えない。「天下は天朝の天下」と断じた吉田松陰は、論理的な非整合性には頓着せずこれを「乃ち天下の天下なり」とも言い換え、以て「天下の大義」として「故に天下の内何れにても外夷の侮りを受けば：普天率土の人、如何で力を尽さざるべけんや」と述べていた。⁽¹⁶³⁾ 斯くの如く、〈為公〉原理は成員のすべてに対する統体維持の責任命題へと転じていたが、こうした中、「天道」を体し「天下」を「公」として「私」を排すべしとの本来の規範構成の上に、個別利害の一切を離れて「皇国」「閩国」の為に議することが求められ、その意見が「公議」「公論」とされていたのである。日本防衛の猷策は「天下之為に公論仕候はば」（薩摩藩士江夏直義⁽¹⁶⁴⁾）との断りを以て為されることが珍しくなく、そこで事が自身の出退に及んでは、「扨天下之公論は前文之通候得共、又退て自己進止帰宿を思慮致せば」（松平慶永⁽¹⁶⁵⁾）と語られるなどしていた。これらの用例からは、そうした在り様をはっきりと読み取ることが出来よう。対するに、「衆議」「衆論」或は「輿論」とは、文字通り多数の政治意見を言い、かかるものとして全体の「人心」の帰向を意味した。そして、それは、個々が「公論仕候」結果としての特定意見を、改めて社会的に妥当且拘束的な「公論」として根拠づけるものに他ならなかった。松陰は、「砲銃陣法は西洋の制」が勝るとの説を「天下の友人と之れを議し悉」したこととして語り、以て「天下の通論」「天下の公論」と断じていた。⁽¹⁶⁶⁾ 又、松平慶永は、一橋慶喜が將軍後嗣たるべしとの持説を大名・幕府有司過半の意向と認め、よって一人の老中に向かつて「諸大名も諸有司もさばかり申立候が則公論に候はずや」と申し募っていた。⁽¹⁶⁷⁾ これらの発言に明らかな如く、多数の支持と同調があったこそ特定の意見は「公論」と認められたのであり、つまりは「衆議」の帰結や「輿論」の向う所がそれと見做されたのである。斯く受けとめられることの背景に、「天道」は「人心」の向背を以て知るとの、〈為公〉原理に関連し

説
た通有の理解があつたことは云うまでもない。かくして、「公論」の強調は「衆議」「輿論」の尊重を説くにつながら、後者から前者を調達して以て政治の運営を行うべしとて「公議輿論」の思潮となつたのである。⁽¹⁰⁸⁾

論
「衆議」―「公論」による政治の決定と運用は、むしろ幕府の側からその制度化への端緒が開かれたものであつた。ペリーの来航時における諸大名への対外措置の諮問と以降安政年間全般を通じての同施策の踏襲。しかし、その背後では強い規制が加えられ、概して形式的なレベルにとどまつたこと、既に一瞥した通りである。⁽¹⁰⁹⁾ こうした中、より実質的な方向で、しかも大名層に限定されぬ規模を以て、さらなる制度化への模索が続けられていた。横井小楠の「天下之人材」江戸召集論は、その一波頭と言つて良い。「今日之大急務之御処置、天下人材之悉名顕候者総て江戸に召集せられ、天下之政事当今之急務御誠心を御打明し、老公（徳川齊昭）を初閣老三奉行に至り候迄責を忘れて御講習成され候へば天下の人言を求め天下之人心を通じ天下之利病得失を得候事は此一挙に之有り候。勿論其人々相互之講習討論は尤盛に行れ面々所見殊候共、遂には一本之大道に帰し申す可く候」。幕府「廟議」の有り様を「天下列藩に懸りあまねく治平を求むるの心之無き故、天下之事情を得」ずと受け止めていた小楠は、かかる現状の打破を藩と身分の別を越えた人材の登用と召集、彼らによる「講習討論」、その結論に基づく政治運営に求めていたのである。ところで、⁽¹¹⁰⁾「公議輿論」制度化の模索はこうした構想を浮上させただけにはとどまらない。並行して欧米議會制度への着目を促してもいた。同制度の紹介は、青地杯宗『輿地志略』（文政一〇（一八二七）年）魏源『海国図志』（清朝中国・道光一二（一八三二）年、嘉永六年に輸入）箕作阮甫『八紘通誌』（嘉永三年）等の書物を通じて為されていたが、その「政体」が「公議」―「衆論」に基づく政治制度の典型として理解され、改め評価されるようになっていたのである。橋本左内は、『西洋事情書』と題する摘要において「政体の趣意は一に天帝之意を奉行すると申ことにて、上下共衆情に房、公議に背候義は為さざる事、第一の律令に之有り候よし」と記し、こうした「律法」の下に「衆議一同の上」

に出る政治運営を見ていた。⁽¹⁷²⁾ 小楠も又然り、彼が「洋夷各国治術明」と断じたのは、なによりもまず「公に人材を選んで俊傑を挙ぐ、事有れば衆に詢りて国論平らかなり」(原漢文)との点に刮目した為であった。⁽¹⁷³⁾ 後に前面化するへ公議政体論、「諸侯会同」「共和一致」の随時的な構想を経て幕府の大政奉還の前後に広く「一大変革の御時節なれば議事院建てられ候筋尤至当なり。上院は公武御一席、下院は広く天下の人材御善用」(小楠「新政に付て春嶽に建言」)⁽¹⁷⁴⁾と説かれるに到ったそれは、云うまでもなく、このような二重の制度模索、目前の政治的現実の直に取り組みながら西洋の議會制に強い関心を向けていったことの帰結に他ならなかった。

「衆議」「輿論」から「公論」を採り、「公論」によって政治の決定と運用を行うのが(公議輿論)の指し示す道筋であったが、その方向に沿って「諸侯会同」「共和一致」案や「議事院」「評議所」設立の構想が提示されていった時、一部から強い懐疑の声が発せられていた。それは、全般の思想状況から推して、「衆議」から「公論」を引き出し得るのか、引き出し得たとしても真に統体の維持に帰する「公論」たり得るのか等の疑問であった。すなわち「衆議」「公論」の方向に政治的な非効率・非有効性を見るに他ならなかった。文久年間の幕政改革の最中、將軍後見職にあった一橋慶喜は、政事総裁職松平春嶽(慶永)・その帷幄横井小楠のラインから提起された「諸侯会同」の案件に異議を唱え、「諸侯若時勢に適せざる愚論を申出なば如何なすべき、政府は却て説論の勞を執らざるべからず。是拙者が同意する事能はざる所以なり」と述べていた。⁽¹⁷⁵⁾ この種の判断は、数年降っては、大久保利通(一八三〇〜一八七八)の『公論採用に関する意見書』(慶応二年)にも――「衆議を聞食され候」ことをあくまでも前提としていたが――これを窺うことが出来る。⁽¹⁷⁶⁾ そして、先立っては、既に橋本左内等にはつきりと芽生えていたものであった。彼は、通商条約の勅許につき、朝廷が再度諸大名の「衆議」に諮るを幕府に求めようとした時、一人の有力公卿に向かってその不可を説き、「夫は恐れながら策上乘ならず、其故は唯人心の紛擾疑惑を御招成され候迄にて…又徒に時日を費候事、

実に恐入候」と論ずるなどしていたのである。「衆議」「公論」の方向との対比で言えば、こうした判断は、多分に逆のベクトル、「公論」―「衆議」の立場から発するものであった。すなわち、「公論仕候」主体が自らの所見に従って「衆議」ないし「輿論」を領導しようとする姿勢を前提としていた。「何分天下の事を議候者は、天下の人に抜んじ候先、見なくんば叶はず。又、行之勇なくんば非らず、当世之務に処するには、知勇の両字肝要」(傍点は原文)との左内の言には、⁽¹⁷⁸⁾そうした立場・姿勢に行き着くはつきりとした傾斜を読み取ることが出来よう。「衆議」「輿論」の制度的保障以上に、集権的な政治指導体制の確立を目指す動きが、かかる姿勢の相応の広がりの中から生れて来る。一橋慶喜將軍後嗣擁立の運動は、その最初の際立った展開に他ならなかった。

「賢侯」とその帷幄の臣を中心とした慶喜後嗣擁立の運動は、幕府の全国統治を一応の前提にその政治的な指導力の強化を志向するものであった。老中の合議制に基く幕府従来の政治運営は、島津斉彬の指摘、「閹老交代の度毎に、所置変化仕候義、根本堅から」⁽⁷⁹⁾ずに窺える如く、首尾一貫性に欠けた極めて不安定な方式と受けとめられるようになっていた。対するに、「御役人は折々御人換候得共、大將軍は其氣遣之無き事」(左内)⁽¹⁸⁰⁾であり、ここに親裁政治の任に耐え得る「賢明之御方」一橋慶喜を後嗣に立てて次の將軍たらしめることが、「号令之出る所」に帰して「天下之人心」を固めるものと見做され、⁽¹⁸⁾銳意追求されるに到ったのである。だが、幕府の指導力の強化は、斯くの如く特定の人格を頂点に据えるだけを以て事足れりとされてきた訳ではない。政治機構としての根本的な改編が併せ考慮され、いわば新たな中枢権力―政治指導体制の確立が目指されていたのである。運動の中核となって奔走した橋本左内は次のような「内地之御処置」の構想を語っていたが、そこにはかかる目算をはつきりと認めることが出来よう。

「第一建儲(慶喜後嗣決定)、第二我公(松平慶永)・水老公(徳川斉昭)・薩公(島津斉彬)位を国内事務宰相の専権にして、肥前公(鍋島直正)を外園事務宰相の専権にし、夫々川路(聖謨)・永井(尚志)・岩瀬(忠震)、以上幕府有

司)位を指添、其外天下有名達識の士を御儒者と申名目にて陪臣処士に拘らず選挙致し、此も右専権の宰相に派別に致し附置、尾張(徳川慶勝)・因州(池田慶徳)を京師之守護に、其指添に彦根(井伊直弼)・戸田(氏彬、大垣藩主)位、蝦夷へは伊達遠州(宗城)・土州公(山内豊信)位相遣し、其外小名有志之向を挙用候はば、今之勢にても随分一芝居出来申候はん歟と存じ奉り候。左内は、⁽¹⁸³⁾徳川家譜代の大名と旗本のみによって構成されていた、しかも権限の専一と集中を巧妙に回避した幕府旧来の機構を大きく改め、明瞭な役割と権限の分担制度を打ち建ててこれを広く統体の成員に、わけても体制の支配者の有力部分に開放しようとしていたのである。それは、幕府の「御一家」支配的な屬性を拭い去ると共に、これをより強力な中央権力に改組しようとする構想に他ならなかった。慶喜擁立の運動は、こうした「深謀宏図」やその方向への漠然とした期待に大なり小なり支えられたものであった。

慶喜擁立の運動の破綻は既に一瞥した通りであるが、これ以降も中枢権力の創出・一元的指導体制の確立を目指す政治的集中の動きは、「衆議」の制度的保障を求める政治的拡大の動きと交錯しつつ時にはこれと区別し難い形で、その展開を見せていった。朝幕間の軋轢が高まって「政令二途に出」る状況が強まると共により一層の切迫感に突き動かされて、しかもその軋轢が幕府の権威失墜につながる中で、全体としては一元化の中心を朝廷に移しながら、である。

幕末における忠誠観念の変容は、大筋において二つの方向をとり、一方では「一姓歴々」の伝統的権威の「皇国」観念と結びついでる価値的浮上とこれへの対象転移、他方では前提たる「仁政安民―天下為公」原理の「閩国」維持

説
命題への転化を伴った既成秩序からの乖離として、そのさしあたりの展開を示していた。又、かかる変容は、所与性からの現実的もしくは内面的な解放の進行として、政治主体としての自己把握から政治的統体の独立と統一の構想に到るまでの新たな思想的営為につながっていた。では、諸大名諸藩士の能動分子に見るこうした内的転換は、幕府の改革政治を担った有司層において一体どのような形をとっていたのか。ここに到って事は本題に入る。結論から語れば、容易に推測されるであろう如く、そこでの転換は、尊攘派の急進勢力に現われたそれからは遠く、「賢侯」とその周辺・一部の開明分子に現われたそれに近い。但し、遠いとは言っても部分的には相通するものがあり、近いとは言っても必ずしも同一ではない。統体の危機を徳川幕府の内部にあって自覚することは、まさしくそうした展開につながっていた。

勘定奉行や目付の要職にあって海防掛を兼任した有司達、川路聖謨・水野忠徳・大久保忠寛・永井尚志・堀利熙・岩瀬忠震等々、彼らにおける將軍や幕府に対する忠誠は、いづれも「治世」「安民」の当為をはっきりと踏えてのものであった。しかも、將軍や幕府が「天下」統治の主体であることからして、前提とされた政治規範は、そもそもが体制総体―政治的統体に懸る規模のそれであった。天皇や朝廷が、「將軍家」の臣従すべきより上位の權威として押さえられていたことは勿論である。だが、「尊王」はあくまでも形式的な建前にとどまり、彼らの忠誠行動を決定づけることはほとんどなかった。

体制総体―政治的統体の危機が痛感されての「神州」「国体」観念の広がり、幕府の海防掛諸有司をその例外とした訳ではない。対外応接に東奔西走する中、岩瀬忠震は自身の思い入れを「報国の涓埃海島に注ぎ、匡時の方略神州を飾す」(原漢文)と詠じ、⁽¹⁸⁴⁾川路聖謨は交渉の心得を「御国体に拘らざる様、深切に偽無き様にする」旨記してい

た。⁽¹⁸⁵⁾ 彼らが斯く「神州」「国体」の表象に依拠することは、勿論、「一姓歴々」の権威を統体の頂点に位置づけることに通じている。そして又、幕府支配の正統化と関連した従来の論法通りに、「王家を尊び成され候は將軍家之御職務也。其家来たらむもの手をつくすべき丈之事は致す可し」(川路聖謨)⁽¹⁸⁶⁾と、「王室」の尊奉を「將軍家」の職責と見てその「家来」たる自己も当然従うべき準則と受けとめることにつながっていた。ペリー来航の際の朝廷への奏聞の措置がそれ以降彼らによって踏襲されていたことも、詰る所、こうした了解の故であつたらう。

朝廷尊奉の通規は、しかし、内面化された教えとして作動していたのではない。むしろ、建て前の域を一步も出なかつたと言ふべきであらう。それが説かれる場合には、多く、危機にあつての政治的な配慮を背景としていた。「内外大切之機会、名分をば最正敷、皇朝をばいづく迄も御尊崇之儀真実に相分り、聊御むり押付け之如き意味に差響き⁽¹⁸⁷⁾申さざる様御取計專要たるべき歟」。通商条約の調印をめぐる朝幕間の軋轢の中、水野忠徳はこのように述べていたが、その「御尊崇」の主張は明らかに「天下之人心」への顧慮から発しており、かかる在り様の典型を認めることが出来よう。しかも、説かれる「尊王」は、あくまでも儀礼的なものとして考えられており、事が政治の決定や運用に及ぶことは論外で、これを強く忌避する傾向にあつた。米國総領事ハリスの伝える所によれば、彼と通商条約の作成交渉に當つた岩瀬忠震や井上清直らは、朝廷に条約調印の認可を求めることそれ自体を「価値」のある「嚴肅な儀式」と見做していたが、これ以上の意味は少しも認めず、もし朝廷が認可を拒むことがあつたとしても「幕府はミカドから如何なる反対をも受けつけぬと決定している」と語っていた。⁽¹⁸⁸⁾ このような朝廷への姿勢が通有であつたればこそ、意に反して条約の勅許工作が頓座した時、「土州論(先に見た山内豊信の『外国の事に付ては、京師は圧付けて仕廻ふべき』との主張)、肥州(岩瀬忠震) 承知已来は、又関東において御英断との論(勅許を待たずに条約を調印すべしとの説)再発、昨今盛に相成候哉に察せられ申し候」(水野忠徳)⁽¹⁸⁹⁾との状況が生れていたのである。先に引い

た水野の「皇朝」を「御尊崇」の強調は、斯くの如き趨勢への「人心」の統合の観点からする批判に他ならなかった。だが、その水野すら「土侯之論は事情已むを得ざるに至候節之秘策歟」と押さえていたのであり、⁽¹⁹⁰⁾ 政治的な配慮を發想の基本とした彼が海防掛諸有司全体の例外たる訳では決つてなかつた。

「尊王」が多く建て前以上のもの足り得ず、朝廷に対しては政治的な配慮が先んじて、しかも抑圧的な姿勢が目立つたことは、ただし、単に「將軍家」の「家来」としてその個別利害を優先させたというだけではない。次に見るように、將軍や幕府に対する忠誠は「治世」「安民」の當為を前提としており、斯く「平天下」を目指すことが、殊に對外措置をめぐつて「尊王」を次善の目途と見做すことにつながり、朝廷に対する通常の姿勢を保持せしめていたのである。「関東において御英断との論」に反對した水野は、それから数年の後に「承久の先例（鎌倉幕府による後鳥羽上皇らの処断）取調べし」と主張し、以て以下の如く語つたとされる。「焦土となるも攘夷を行はんとは、恐れながら御一己の御好みを以て天下に易させ玉ふと申すものにて候ふ、然る上は恐惶の至なれども御讓位を促し奉るか否らずば都の外へ行幸なし奉るの外は候はず、幕府が臣節を失ふの悲み御聖察を願ひ奉ると上奏するの外は有るべからずと思ふなり」⁽¹⁹¹⁾。この發言からは、そうした有り様をはつきりと見て取ることが出来よう。

海防掛の諸有司をその内面で支えて大きかつたのは、言うまでもなく將軍や幕府に対する伝統的な忠誠心であつた。「御恩」の実感に定礎された献身の氣組としてのそれが、〈君上の安堵〉や〈御家の安泰〉を目標としたことは勿論である。だが、盲目的に、或は無原則にそうなのでは決つてなく、その發動は押し並べて儒教的な統治の理念やこれが転じて指し示す政治的統体の利害を前提としていた。「余は學問もなく才智もなく、肥後（岩瀬）などに立並ぶべくもあらねど、私を捨て忠貞を存し、報国の赤心においては誰に劣るべくとも思はざれば」と、職務に励む己

が心情を吐露していた海防掛の大目付土岐頼旨は、將軍後嗣の決定が政局の焦点となる中、それにつき、周囲の守旧分子から「裏表に不忠の様にとりなさるる」を心外として、つまりは自らはこれを深く忠誠と信じつつ、將軍家定に「一橋公を西城（將軍後嗣）へと申事」を「言を盡し申上」た。彼にとつてそれは、前將軍家慶の遺志に即した行為であり、のみならず「橋公人傑にも坐しませば、旁天下の御為を存じ」ての必死の働きかけに他ならなかった。⁽¹⁹⁷⁾又、長崎奉行に在任当時の水野は、プチャーチンとの応接に臨んで江戸から派遣の上司に「御国体にも拘り候義は、何分其意にも任せ難く」と敢えて抗弁するを辞さず、そのことをして「一身之安危を考候ては、如何と存じ候義を、此節柄申述等仕らず候ては、斯くの如き不行届之身分を以、此の如き結構を仰付られ候冥加にも恐入、心中安んじ兼候事故」と述べていた。裏を返せば、抗弁のバネとなった「報恩」の意識は、そのまま「聊も御国威のかたはしとも相成候様取計」らう使命觀につながっていた。⁽¹⁹⁸⁾その他、川路は勘定奉行として諸事の儉約を推し進めるにあたって「此時節に、身分又は子孫のことを思ひては、御奉公も、忠義も、出来申さず候に付、其義は少もいとはず、只々国脈を少も長くいたし候て、御不仁恵にならぬ様に心附可く」と記していたが、⁽¹⁹⁹⁾これら一連の言動からはそのことがはっきりと窺えよう。いづれ散見し得るであろう如く、事は、岩瀬忠震・永井尚志・大久保忠寛・堀利熙等においても少しも変りない。「忠義」「奉公」は、〈安民―為天下〉の理念やそれが含意とする政治的統体の維持をあくまでも規範的な前提としており、將軍や幕府をしてこれに依拠せしめ、もしくは自ら「公儀」たる幕府の一員としてこれを追求するという形をとっていたのである。

無原則に〈君上の安堵〉や〈御家の安泰〉をを目指すのではなく、あくまでも〈安民―為天下〉の当為を踏えた「忠義」「奉公」、かかる在り様は、勿論、後者の当為の達成こそが前者の目標につながるのと考え方を背景としていた。「公儀をして、不仁の御政事あらせらるる様にいたし候時者、国脈（徳川幕府支配）は短くなるわけ」⁽¹⁹⁶⁾（川路）であ

り、「御仁恵」の「御政事」、「天下の為」「国家（広義）の為」の「御政事」こそが「徳川家之天下」を保障するものと受けとめられていたのである。だが、統体の利害との関連で言えば、「闔国」「皇国」維持の得失として広く論じられる事柄が、そのまま領国支配最大の単位たる徳川幕府の利害に重なる訳ではなかった。参勤交代制の緩和や大名妻子江戸在府制の廃止等、従来の抑圧的な大名政策の変更が特に「賢侯」グループによって「何分諸侯之困弊は皇国の衰弱にて」（松平慶永）¹⁹⁸との立場から持ち出されていたが、これらは幕府にとって「尾大の患」につながるべく「御威光に拘間敷とは申し難」¹⁹⁷い要求であり、かかる懸隔の一端をはつきりと指し示している。この点を踏えて付け加えるなら、海防掛の諸有司は、後に見る如く概してその懸隔を突き詰めることなく、事の両全を期したと言って良い。問題が問題として自覚され、忠誠の相克となつて現われるのは、大体、文久年間を過ぎる頃からであり、幕府の改革派分子における分裂の傾向は、実はそこでの反応のバラつきに発するものであった（第二章第一節・第二節前半参照）。

儒教的な政治理念を踏えた忠誠は、徳川の治世も後期に到つては極めて一般的であり、幕府の内部にあつて海防掛の諸有司と鋭く対立した守旧派勢力、譜代名門層・旗本門閥層・將軍側近グループを主体とする彼らを、決してその例外としたのではない。前者におけるのと同様、後者においても又、「忠義」「奉公」とは「治国平天下」を旨とする献身の倫理たるに他ならなかった。彦根藩主でもあつた井伊直弼を例にとるなら、彼において「莫太之御高恩に付、往々並々の大名心懸にては相済まず」¹⁹⁸「拔群之御奉公致す可き儀」とは、一方で、「御恩」として授かつた封土において領主として「譜代家来之面々、下は領内万民に至る迄、我等身に替て扶育致」²⁰⁰すことであり、他方、徳川家譜代の名門として「公辺勤向身に及候限りは正路に相勤め」²⁰¹「上へ之御奉公、天下之御為」²⁰²に挺身するを意味した。これに通ずる発言は、彼の党与に幾らも見出し得る。「御恩沢」に報いるべく「心付候廉々を書取」²⁰³これを度々の上書とし

て井伊に寄せていた数寄屋坊主組頭野村秀勝（生年月日等不詳）は、その期待する所を「天下国家の為を思召され、四海之困窮を御救遊され、何事も正路に治国平天下之道を御工風ありて、將軍家の御安心遊され候様に祈上奉候事にて」と述べていた。又、薬師寺元真は海防掛有司の動きを探る一人の密偵を評して「天下之御為を存候心底、誠に感心致し候」と語り、当の密偵自身を相応の昇進を望んだ際に「天下国家御為、中々以て私成る事は少も仕間鋪候」と誓約していた。⁽²⁰⁶⁾幕府の守旧派分子において、「天下」とは無論「徳川家之天下」（井伊直弼）⁽²⁰⁷⁾を意味する。とは言え、「洋夷」の輻湊を前にこれを政治的統体の危機——「皇国之大患天下之御大事」（同前）⁽²⁰⁸⁾と受けとめていたことは確かであった。彼らも又、「平天下」として統体の維持をはかりつつ幕府の政治支配の継続を志向していたのである。⁽²⁰⁹⁾

幕府の内部で相対立した両勢力が共に「忠義」「奉公」として「治世」「安民」の当為を前提としていたことは、しかし、当然のことながらその発動において同一であったことにはつながらぬ。守旧派の特権分子が政治的な巻き返りに転ずる中、彼らと海防掛諸有司との確執が次第に白熱化するにつれて、相互に相手方を「不忠」と断ずる言葉が激しく飛び交うこととなった。「是迄応接懸り真に国家之御為を思ひ候人之無く、自分之手柄、又は身構が先に立候事と相見へ候間、先づ土岐（頼旨）・河路（聖謨）等左遷、忠良の御方御選、応接懸り仰付られ候思召に御座候」（井伊直弼側近長野義言）⁽²¹⁰⁾「此度不忠もの大老職杯と仰付られ、忝々国乱之元と相成申す可く、其訳は；其外種々我儘成義日々之有り、既伊賀印（老中松平忠固）杯も歎息いたし居候杯と之咄之有り、実に不忠之赤牛（井伊直弼）故一日も早く手段いたし度と其而已祈居候」（若瀬忠震）⁽²¹¹⁾等々。斯く「不忠」と難詰し合うことは、その論法の類似性——「治国平天下」との関連において私的利益への傾斜を言挙げする——から、表面的にはあたかも武士集団の内紛に安定まりの空虚なレッテル張りのように見える。だが、根底においては、「忠義」「奉公」が向うべき「平天下」、それが如何にあるべきかをめぐって大きな亀裂が生じており、相互的な論難はいわばこのことの反映に他ならなかった。特

権分子が「治世」「安民」を標榜して特徴的なことは、「祖法」「旧例古格」の体系にその当為の貫流を認め、「成丈御新法を御取用之無く、前々より御仕来之御代々之御法令に御復し遊され候へば、天下泰平国土安穩にて御威光万々年御長久」(野村秀勝²¹²)と、かかる体系の確守を「天下泰平」と「御家安泰」につながる政治の要諦と見做す点にあつた。彼らが、海防掛系列の要路者を「君恩薄き成上の役人共」と貶斥したのは、言うまでもなくその手になる改革政治を「前々より之御仕来も御法度も御趣意等も皆取失申候」(同前²¹³)と受けとめたからに他ならない。対するに、海防掛の成員が守旧派の特権分子を「不忠」と論難するに到つたのは、後者に通有の、そして自身も決して無縁ではなかつた伝統依存の精神から次第に脱却、制度の改編による「人情時勢」への適合に「平天下」と「国脈」―幕府支配継続の方途を見出していた為であつた。両者のこのような隔りは、最終的には將軍後嗣問題における「血脈」論―徳川慶福擁立と「賢明」論―一橋慶喜擁立との対立となつて現われた。その結末が守旧派による改革派有司の追い落しであつたこと、既に概略した通りである。⁽²¹⁴⁾

海防掛の諸有司が「忠義」「奉公」として「平天下」を目指しては、制度一般の手段的屬性と可變的特質とをはつきりと押さえて、「祖法」「旧例古格」の自主的な改変へと向かつていた。換言すれば、彼らは伝統依存の精神と訣別して在来の政治通念・価値意識から確実に我が身を解き放ちつつあつた。勿論、こうした展開は一律且一氣呵成のものとしてあつた訳ではない。世代・身分・略歴等に依つて伝統秩序に対する係わりの深浅があり、このことが、その秩序の改変を志向することに遅速と強弱とのバラつきを与えていた。海防掛には鍛き上げの老壯の能吏と拔擢の若手の俊才とが多く起用されていたが、概して言えることは、大筋の方向においてこそ同一であれ前者程事に対して慎重であり、後者程軽率に近く果斷であつた。

海防掛にあったの慎重な足跡は、勘定奉行として同掛を兼ねた「刀筆の吏軽きものより御取立に相成候者」川路聖謨にその典型を見ることが出来る。伝統的な身分格式の階梯を昇る毎に「上の御恩」を実感していた彼は、既存の政治社会秩序と根本の所で一体化しており、「治世」「安民」を目指す「奉公」は、徳川家康の有徳者君主的な絶対化を介してあくまでも「祖法」の遵守を第一義とする政治態度につながっていた。すなわち、「東照宮」家康は「御君徳遠く堯舜湯武と魏々たる高きを争ふ給ふ」存在とされ、そのことが、「二代の制度」とは「大に力有て理に明なる人」の作為に出て複雑にして周到なことはあたかも「人間の筋骨五臟六腑のごとし」であるとの制度把握に結びつき、「跡の役人は身を忘れて守りとぐ」べく「祖宗の法をよく守り遂るときは乱の起ると云ことは決してなし」との確信に連なっていたのである。無論、川路においては、「祖法」の遵守とは周囲の状況を無視してひたすらこれを墨守することの意味しなかった。そうした態度は「彼（の）拘泥するといふものにてよからぬ也」とされ、「因循苟且」と見做されていたのである。「御政事変なきにあらざ」であり、彼が理想としたのは「仕来の御法を守りながら活てはたらかせてよく物に応」ずることであった。海外の諸事情に比較的早くから関心を向け、蛮社の獄に連座した渡辺崋山（一七九三～一八四一）や江川英竜・佐久間象山等の開明家と交流を持っていたことも、このような状況適合の姿勢があったればこそであろう。とは言え、その姿勢は「祖法」の制約を越え出るものではなく、あくまでも伝統的な政治秩序を前提にその枠内で作動するものであった。

川路における伝統依存の政治態度は、例えば開国に対する永らくの躊躇となって現われていた。安政四年の春に同僚勘定奉行の松平近直や水野忠徳と連署しての上申、「言う可からずの変事を引出候に換候貿易と申義を忘れ申さず候で：御主意においては、従来の御制度を根ざしと思召され候方然る可き哉」は、かかる逡巡を雄弁に物語っている。その意見は、「御代々様万世の為に御立置かれ候御法を能々御守、末永く太平にて、万民塗炭に陥申さざるため

と申儀を御主意にて、万事御取計之無く候ては、百年のものは五十年にてけしからぬ事に至り申す可く哉」との考え方に発するものであった。「治世」「安民」の当為が眼前の伝統秩序を貫流してその秩序の遵守こそが政治的な安定につながるを見ていたのであり、このような態度が、「棟梁柱石と相成居候」鎖国制度に忠実たるべく、開国の拡大を出来る限り最小限の規模に押さえようとする政治努力となっていたのである。伝統依存の態度の継続は、言うまでもなく在来の政治通念や価値観に強く規制されていたことを示している。大名に対する「公儀の御威光」や「徳川家神祖の法徳氏にあること深し」への後々までの確信、幕廷における繁雑な手統の省略に対して「余義無く簡易に成候得共、扱々好ましからぬ也」と語る旧慣への漠たる執着、「局外の人々、其局に当る人を決て猥に論ずべから」²²⁷とずする政治的発言の自己抑制の姿勢等々。橋本左内をして「何分他人は惜むに足らず、川路は実に嘆ヶ敷」と慨嘆せしめた慶喜後嗣擁立運動に対するぎりぎり迄の曖昧な対応も、このような伝統秩序の諸価値への同調に根差すものであった。後嗣問題への関与は、彼にとつて「(家臣が主君の) 廢立を行ひ候に当」ることであり、「首は落候ても出来」ない行為だったのである。²²⁸

川路は、西洋諸国に対する早くからの関心からしてその強勢をはっきりと察知しており、このことが、「夷人と一戦之積敵正に取計候方潔白にて、且勇氣も之有り候体に相見候得共、御沙汰之如く無謀」²²⁹との発想につながって、結局は開国の受け入れとその拡大の追認に向かつていった。²³⁰又、將軍後嗣問題においても同然、守旧分子の如く「治平打統候事は全く大將軍家之御威徳にて、第一東照宮の御恩沢天下に溢れ候故…天下之治平は大將軍家之御威徳に之有る事にて、賢愚に而已之有る儀にては御座無く」(井伊直弼)²³¹とは単純に裁断し得ず、むしろ通商条約の調印をめぐる朝幕間の軋轢の中で「人心」の再統合の要を痛感してその方途として「人望の帰候御方」慶喜の擁立へと傾いていた。²³²斯くの如く、川路の歩みは極めて逡巡に満ちたものであり、一方における伝統依存の態度と旧来の諸価値への

同調、他方における流動的な状況の把握とこれへの適応姿勢、その間に揺れ動いてつまりは状況の前に不本意な妥協を重ねたに他ならなかった。だが、川路の足跡はこうしたものであったとしても、それが海防掛諸有司の全体を代表していた訳ではない。殊に目付として同掛を兼ねた若手の吏僚達は、彼とかなり異っている。そこにあつては、「祖法」の呪縛から解き放たれた精神が大きく躍動していた。

通商条約の調印に到る開国の拡大過程においては、事に当つた海防掛の諸有司にあつて単に西洋諸国の要求に対する妥協としてだけ問題が取り上げられたのではない。むしろ積極的に通商交易や対外応接方法の改善を行なおうとする動きが強まっていた。若手有司を中心に、伝統依存の政治態度との訣別を伴つて、である。「外国事務取扱」専任の閣老堀田正睦は、「貿易御開之儀」について目付・大目付系列の海防掛の上申を容れて「彼等（西洋諸国）懇願之有無に拘らず勢御開相成ず候ては叶わざる時節故、唯今にては、最初余儀無く御開きの廉は打捨」と語り、それと共に先に見た川路ら勘定奉行系列の海防掛の上申に対して以下の如く反論していた。「勿論御代々様立置かれ候御法を守り、永く太平に万民塗炭に陥さずの御処置之有り候はば、此上もなき事なれども、世運の循環に依り、又時に応ずるの御変革之有り候事、則ち万民塗炭に陥さざる様との御趣意に相叶申す可き歟。既に大船製造は敵敷御制禁なりしも、此度御免之有り候ごとく、元制度は国を治むる道具なれば、国を治むる為めに御制度を變通致し候事は、抛んどころ無き事と存候²³³」。この発言は、開国の積極的な追求が如何なる制度把握―政治態度を以て為されたのかを、最も良く整理された形で示している。「代々様」の「御法」それ自体とその「御趣意」たる「治世」「安民」の当為とが、区別されるようになっていた。そして、このことと背中合せに制度一般の手段的属性が再確認されて「時勢」に応じた「変通」が当然のことと見做され、抛つて伝統的な鎖国制度の改変が志向されたのである。対外措置をめぐつての

岩瀬忠震や井上清直らの言辭、「当今の形勢、夫々御変革之御措置之無く候ては相叶ひ難く」⁽²³⁴⁾「時勢に従ひ、改て御法則を立てられ候は、則後來之御規則」⁽²³⁵⁾等からは、かかる制度把握―政治態度の前面化をはっきりと読み取ることが出来るよう。殊に岩瀬に代表される目付・大目付系列の海防掛は、「近年清国之覆徹、万国之形勢を御賢察在り為され候上は、御自国之法度より外国之仕向筋早々御勇決」と説き起こし、⁽²³⁶⁾既存の国内法規に一切囚われることなく外的状況に適應しようとする急進的な姿勢を見せていた。

「祖法」「旧例古格」に拘束されぬ政治態度の浮上は、伝統秩序の価値体系からの超出を併せ伴うものであった。「何を動候も御奉公とは申し乍、家格相違之義」は迷惑至極であるとするような身分や家格への執着は、もはや海防掛の若手吏僚に遠いこととなっていた。岩瀬忠震は、外国貿易取調の掛に任ぜられて香港への調査行を切望、周囲が責任ある重職者の派遣を危ぶむ中で「小生杯都合に寄、身分は何程引下り候共、右之事さへ相遂候へば、国家万分の一を補ひ候儀も相出来申す可くと、天下の為此望みは何分捨て難く御座候」と述べていた。⁽²³⁷⁾「天下の為」として従前の「法度」に拘りなく状況への適合を目指す精神は、伝統秩序の序列になんら内的束縛を受けることなくその展開を見せていたのである。さらに言えば、このことは、繁雑な礼儀作法の網の目で織り上げられていた幕府の内廷に、「万事書生風にて御作法を乱し」⁽²³⁸⁾（守旧派密偵の岩瀬評）⁽²³⁹⁾との極めて闊達な行動様式が持ち込まれることを意味した。井伊直弼が大老たる自己への「海防懸りの面々」の「傲慢」を怒って「犯上不孫の罪」と断じた時、伊達宗城はこれを宥めて以下の如く語っていたが、そこからは事の一端が窺われよう。「近年天下多事なるに付ても旧套の如く老中の申さるる事とさへいへば足恭曲從を旨とせる時勢にも候はねば、伊勢殿（阿部正弘）の勤中よりして、諸有司はおのが思ひ込たる筋は心底を残さず理を盡して議論に及事と成たる由にて：是は時勢の変にて、彼等が罪とも申難かる可き歟」⁽²⁴¹⁾。既述せる阿部正弘の言路洞開策もあって、井伊登場以前の幕廷には比較的自由で遠慮のない雰囲気広がった。

ていたのである。

伝統依存の態度からの離脱や従来の価値体系からの超出は、開国の拡大過程においてこれを積極的に追求する動きと共に顕著となつていったものであるが、それは、翻えて国内政治の現実に対する新たな取り組みの姿勢を齎すものであった。幕府支配の継続を当然の含意とした挙国的な政治体制の構想が、断片的な形でではあれ、語られるようになっていた。そして又、その構想の追求が幕府の外への政治的な提携の動きを伴つて為されるようになっていた。

海防掛諸有司における開国の追求が、国際社会の相互依存の構造と弱肉強食の趨勢とを押さえて、そこで生き抜くべく西洋諸国に対抗し得る「強国」たるを目標に大きく二方向をとつて現われていたこと、諸藩の「識者」「材臣智士」におけると同様である。一方では、「一には、広く万国に航して真利を興し、一には、世界の内、信義強大の國に交を厚ふし、孤弱の國を救ひ」と、西洋諸國を中心とした経済的交流と形式的平等の世界への参入が志向され、「和親の國」を「真実四海兄弟の情を以」て遇することからそれへ「此方より官吏を置、留学生を遣」すことに到るまでの様々なプランが語られていた（海防掛目付・大目付上申書「英人広東焼払の件」⁽²⁴⁾）。無論、その参入は、征服と屈従の世界へのそれとも意識されており、故に他方においては「世界万国を懐中に入、皆我羽翼に相成候様」「五世界中一帝と仰がれ候様」と、当初から対外膨張論への傾斜を示してもいた（同前）。とまれ、「余儀なく御開き」ではなく、むしろ積極的に国際社会に乗り出すことが意図され、そのことによつて「外国と匹敵の御国勢」を確保することが目指されていたのである。

ところで、こうした方向をとつた開国の積極的な追求は、体制の中核権力に在つた彼らにおいて、ほぼそのまま総体の政治秩序への新たなアプローチにつながるものであった。伊達宗城が盟友たる松平慶永に書き送つた所によれ

説 ば、岩瀬忠震は以下の如く語り、その同僚であった大久保忠寛も「大同小異の話」を為したと言う。「本邦の如き封建之製度海外に御座無き故、交易御ゆるし相成候而も此処御反正なくては内治之工夫相違致候間、諸侯当今の如く究迫にては非常之勤向も相成難く、幕計にて此上貿易之利しぼり取られ候にては以之外之義に付、一般に富有相成様之無く而は相濟まず」⁽²⁴³⁾。貿易利益の配分につき「一般の富有」の立場を告げた訳であるが、ここに窺われるように、政治

的統体―体制総体への配慮から従来の抑圧的な国内政策の単なる踏襲が問題外とされるようになっていたのである。が、このことは、勿論、幕府支配の継続が副次的な目標とされたを意味しない。外国貿易につき「天下と利を公共に」と上申していた岩瀬は、しかし又「万国入津之御大業を都府へ引受」として「横浜御開港」を進言した際には、これを以て「表には、皇居神領私領迄を避させられ、天下之大事を御引受遊され候御大義相顕れ、裏には、御国地物体之利権を御膝元に歸し、万世之御益筋御取締相付き、富国強兵之御基本相立候義」とも述べていた。⁽²⁴⁵⁾幕府支配への配慮は、統体へのそれに勝るとも劣らぬものであったと言えよう。従って、国内制度の「御反正」、これへの新たなアプローチとは、開国という事態の下で、統体の維持と隆盛とを目指しながら、しかも幕府従来の優越的な地位を確保するべく、伝統的な政治秩序の修正をはかろうとする姿勢を指すに他ならなかった。

統体の利害を一方に踏えた国内秩序の見直しが、幕府気鋭の吏僚達にあって総力結集の要請を看取するに発したことは言うまでもない。西洋諸国に対抗し得る国力の充実は、「全国一致之力を以、十分之御変革之無く候ては」到底不可能であると考えられていた（ハリス応接掛上申書「米国総領事応接の事情諸大名へ示談の件」⁽²⁴⁶⁾）。ペリー来航以来の大名諮問策の踏襲が、かかる要請に答えるものとしてあったことは勿論である。それは、「衆議」を踏えることによつての「闔国一致」の実現と見做されており、「天下之大事は、天下と共に御謀り」の「大義」と受けとめられていた（同前）。ただ、こうした「衆議」の尊重は、それを以ての政治運営を目指して説かれた訳では少しもない。「大

小名之見込一と通御糺成され候迄にては、自然当今之場合前後回顧仕、銘々十分之存意をも申出ざる様之次第も之有る可き哉に付、一体之御見込は箇様々々と、前書之趣御演達之上、一応大小名存寄を御尋之有り候様仕度」(大目付・目付上申書「米人沿岸測量願の件」⁽²⁴⁷⁾)。比較的早くから「衆議」の非有効性が察知されており、幕府支配確守の傾斜もあって、諮問政策は自らの決定や所論の追認措置と位置づけられていたのである。

海防掛の諸有司が挙国一致を志向して特徴的であったのは、「衆議」の尊重以上に、幕府をしてこれを嚮導し得る政治権力たらしめることであった。慶喜後嗣擁立運動への参画は、まさしくこのことの追求に他ならない。その参画は、「従来之御威光にて天下は治り行くもの」とは到底見做し難い「天下之人心」の沸騰をはっきりと押さえて(岩瀬忠震)⁽²⁴⁸⁾、これを導いて「今般の大変革」を成就せしめるべく、「時之宰執の権宜計りにては寛束なく候」(水野忠徳)⁽²⁴⁹⁾との判断の下に、幕府において「第一西城へ賢明の君を建られ、次に宰輔を置れ、閣老の上に立て事を執り議を決する」(岩瀬)⁽²⁵⁰⁾政治体制を目指すものであった。しかも、その政治体制は、もはや譜代大名に限らず、親藩・外様の有力大名に対して権力の中枢を開放することを以て考えられていた。岩瀬忠震は、橋本左内に向かって松平慶永の「宰輔」就任をほめかし、⁽²⁵¹⁾後には伊達宗城の「外国事務」専任案を示して説得の協力を求めるなどしていたが、これらの言動からはそうした方向性をはっきりと読み取ることが出来る。「賢侯」とその帷幄の臣のグループと同様に、若手を中心とした海防掛の諸有司も又、政治的なりダーシップの強化を第一義として幕府権力を斯くあらしめようとし、將軍親裁的な政治体制を、のみならず権力構成の修正による幕府の中央政府的な改組を、構想していたのである。そして、そのことによって、政治的統体の維持と隆盛を、しかしより以上に徳川幕府支配の継続を、はかるうとしていたのである。岩瀬が佐内に語っての以下の議論は、こうした姿勢を端的に示すものと言えるだろう。「政令盡く英明の儲君・賢徳の宰輔に出候はんには、如何なる難事たりとも行はれぬ道理は有べからず。先つ此二大件を定め、

而后京師の御扱ひ夷狄の御処置等も此条理より立行かでは、上下人心の帰向も定まりがたくて寧謐すべき見込更になし。已に傾覆せんとする徳川の御家を維持挽回為べき大機會、此策より善きはあらず。⁽²⁵³⁾

海防掛の諸有司は、国際社会への適合を志向しては勿論、特に内に新たな政治体制を目指して、幕府の守旧派分子による抵抗と巻き返しに直面せざるを得なかった。後者は、必ずしも統体の危機に無関心ではなく、又幕府支配の継続については言はずもがな、但しいづれの目標においても伝統秩序の確守を以てこれに当たるべきとする部分であり、その彼らにとって改革政治の第一線に立つ気鋭の有司達は、「夷狄に荷贍仕候奸謀人」⁽²⁵⁴⁾「廢立を謀る不忠者」⁽²⁵⁵⁾、要するに「天下之大悪人」⁽²⁵⁶⁾に他ならなかった。従つて、海防掛の成員は周囲との苛烈な抗争を強いられることとなつた訳であるが、事の追求におけるこうした困難が、彼らをして相互的な團結へと、のみならず幕府の組織枠を越えた政治的な提携へと、赴かせていた。〈狂愚〉の自己措定を伴い、これに裏打ちされた形で、である。

海防掛の一部は、殊に慶喜の將軍後嗣擁立を画策する中で守旧派勢力に対抗すべく幕府の域を越えて「賢侯」グループとの政治的な提携へと向かつていったが、このような動きは、武士的エトスの発現たる、しかも周囲との隔絶感を乗り越えた、そうした〈狂愚〉の自己措定に予め裏打ちされていた。対外応接や諸事の改革に従事する中、岩瀬忠震は、「殊功は只まさに殊恩を報ずべし。却て恠しむ凡輩に訛言多きを。自ら狂生たるを信ず狂必ず可し。和魂は大乾坤を蔽わんと欲す」(原漢文)と詠じていた。⁽²⁵⁷⁾又、僚友たる永井尚志は、「洋警は処し難きに非ず。夷情又知り易し。盃を含んで唯自ら笑う。世喚して狂児と做す」(原漢文)⁽²⁵⁸⁾と謳っていた。これらからは、その種の自己措定をはっきりと見て取ることが出来る。尊攘派の急進分子を中心に広がった「狂夫」「狂生」の自称が、危機に直面しての武士的エトスの活性化を示し、所与の秩序や周囲の政治環境から脱する中で己を建て直すを意味したこと、既に一瞥し

た通りである。幕府気鋭の有司が「狂生たるを信」じて「狂児と做す」を受け入れることを、かかる展開と即座に等置し得ないことは勿論であろう。しかし全く異質な訳である筈もなく、少くとも方向性においては同一であった。主体的・能動的エトスの亢進は、例示せる若手の有司に顕著な傾向であり、それが、課せられた任務を吏僚風にこなすだけではなく、このことを一步踏み越えて、いわば自身が課題を見出してこれを担うという形をとって現われていた。「海航は誰か自ら任ずる。只天翁の知るを許す。五州何ぞ遠しと謂わんや。吾亦一男児」(岩瀬忠震、原漢文⁽²⁰⁹⁾)。こうした抱負を抱いて、「縦令水火之危難も聊厭申さず、彼地に至」(永井尚志⁽²⁰⁰⁾)り、「各国之得失篤と偵探」(山岩瀬⁽²⁰¹⁾)することを願って止まなかったのは、その一例である。斯くの如き主体性と能動性が、伝統秩序の改変へと向って、しかも日常的には「万事書生風」と評された行動様式を伴っていたとするなら、周囲との軋轢は自ずと不可避であつたろう。ここに発する隔絶感を「盃を含んで自ら笑う」と振り切った時、「狂児と做す」を平然と受け入れて「狂生たるを信ず」る態度―「狂愚」の自己措定が浮び上がってきたのである。

海防掛の諸有司における「狂愚」の自称は、尊攘派の急進分子におけるその如く、明白な秩序逸脱の行為を伴わず、従って又、「罪臣」たることを了知しての内面的な葛藤とはほとんど無縁であつたと言つて良い。それは、多分に政治的エリート・知的先覚としての自負と使命感に出るものであり、こうした内実の故に時には「傲慢」の半面をさえ呈するものであつた。大老に就任して間もない井伊直弼の指弾、「海防懸りの面々、当時の枢務要職なるに誇りておのがままなる事計を申て、人もなげなる有様⁽²⁰²⁾こそ奇怪なれ」は、あなたがち彼の権威主義による受けとめとも片付け難く、一面の真実を突いてもいたのである。だが、このような脆弱性は否定し難いものの、その自己表象が四囲の伝統主義的な雰囲気の中でもはやこれに埋没し難いことを示していたことは確かであつた。それは、所与の政治環境に同調し得ぬ地平からの出発を意味していた。特定の政治ビジョンを介した「朋党」への傾斜が、ここに生れ、守旧

派勢力との対抗の過程において幕府の組織枠を越えて広がっていく。

海防掛の諸有司における「朋党」への傾斜は、特に一橋慶喜を將軍後嗣たらしめようとする動きの中で、「同志一統」(岩瀬²⁶³)の目的追求として鮮明な形をとっていた。そして、その相互的な結束は、徳川慶福の擁立を策する守旧派勢力の巻き返しを前にして、幕府の機構の域外へと輪を広げていった。「賢侯」グループとの政治的な提携に向かつていったのである。「此際に至候而は、唯々英雄之心を攬するを第一と存じ奉り候。万々の一為す可からずに至候共、有志固結候はば亦興業之秋も候半、能々相考置下さる可く候」。井伊直弼の大老就任と共に始る政治的圧迫の中、岩瀬忠震は橋本左内にこのように書き送り、永井尚志は松平慶永の側役中根師質(雪江)^(一八〇七—一八七七)に「今となりてはかへらまの事ながら、太守公抔の威力によりて西城を建参らせて天下を維持するの外は策無し」と語っていた。⁽²⁶⁵⁾これらの発言には、そうした展開の一端が覗かれよう。彼らエリート有司における政治的な結束と提携の動きは、無論、尊攘派の急進分子におけるそれと比肩し得べくもない。後者は、政治的な意思決定一般の枠外にあってなお自らの所論の達成をはかるべく、意識的な連帯の立論を梃子として相互の「合力同心」を追求していたのであり、前者は、元来が権力の中核にあって、しかも格別の自覚的な営為を経ることなくいわば政治的な成行として「有志固結」を強いられたのである。展開の規模の相違いについては、事改めて論ずるまでもあるまい。海防掛の政治行動が、そのシンパの一部においてすら「天下の御大事をもって私に同志を募られし」(勝海舟²⁶⁶)と映らざるを得なかった所以である。が、こうした制約性は引きずっていたものの、それが、在来の機構の縦横の枠組を越えた——守旧派の「閥老衆」に対する、一部有力大名との連携を以てする——政治力の糾合であったことは確かであろう。一方における統体規模での新たな政治ビジョンの形成、他方における所与性に安住することなき自己の定立、かかる自己を先のビジョンに実践的に結びつける政治提携志向、海防掛の諸有司は、間違いなくこうした構図の中に身を置いていた

のである。

特権分子を中心とした守旧派勢力の実権掌握は、海防掛に集まる改革派の有司において、その行動様式からしてほとんど不可避免的に「朋党の論に落て嫌疑猜忌身を措くに所なき形勢」(岩瀬²⁶⁷)につながり、やがて次々に枢要の地位から追放されることとなった。が、このことは、彼らによる転轍の成果を必ずしも霧散させるものではなかった。むしろ確実に継承されて、新たに発展させられたと言つて良い。その手になる様々な改革事業は、人材の登用や育成と結びついてさらなる展開の下地を準備し、ここにいで来る後進の有司達は、彼らが辿り着いた内面的地平をいわば次なる階梯の起点としてその歩を進めていったのである。

幕府の改革政治を担った諸有司における内的転換を要約するなら、ほぼ以下の如く語り得よう。すなわち、元來が体制総体―政治的統体に懸る規模のものとしてあつた「治世」「安民」の当為、「忠義」「奉公」を梓づけてのそれが既存の政治秩序から乖離の傾向を示し、このことが、個々には伝統依存の政治態度や在來の価値意識からの離脱としてあり、一方においては新たな政治ビジョンの模索と追求に、他方では周囲の現実に埋没せざる自己の定立とこれに裏打ちされた形での「徒党」形成に、各つながつていたと。そして、かかる転換を踏えて以降を眺望すれば、次のようなスケッチが可能であろう。すなわち、一方における政治ビジョンの模索は殊に对外知識の半独占的な状況を背景として制度構想のいわば早熟的な展開に、他方における「朋党」への傾斜はその結束を介しての漸次的な実権の掌握にそれぞれ連なり、しかも、この間にあつて「忠義」「奉公」のゴールの連鎖、政治的統体―体制総体―幕府支配は、

説 各々のリングを解かれて次第にその価値的な序列が闡明されていったと。かかる闡明のプロセスは、まさしく〈国家の発見〉に到る過程に他ならない。而して、現実にはその展開が必ずしも一律ではなく、このことが改革派勢力の分裂の動向となって現われていた。又、これに付け加えるなら、急激な制度流潰の進行が、「忠義」「奉公」の観念それ自体を空洞化させつつあり、そこに〈個人の析出〉とも言うべき徴候群が広がっていた。特に改革派勢力の底辺拡大の動きと結びついて、である。反幕府諸勢力との比較を以てこのようなパノラマに分け入るのが、次章の課題である。

(95) 〈偏教的な教養の浸透の中で培かれてきた原理を踏えての忠誠〉と表現する場合、通常、その〈原理〉とは、「君臣上下」の「名分」論を含むと解釈されるべきであろう。が、前後の叙述から明らかなように、本稿がこうした言い廻しをする時は、〈原理〉を多く《天下為公―仁政安民》の政治理念に絞っている。

周知の如く、「尊王」は「名分」の教えを以て説かれることが多かった。そして、「勤王の忠節」の内面化は、或る意味で、「名分」を〈原理〉として踏まえる忠誠の態度、その相応の広がり前提としていた。この問題は、それ自体として興味深く、看過し難いものであるが、「勤王の忠節」を忠誠対象の上昇・転移として扱った本稿では、議論の構成上それに深く立ち入ることをしなす。

(96) 杉梅太郎死書翰（嘉永六年九月）『松陰全集』第八卷二一七頁。

(97) 「將及私言」（嘉永六年）『松陰全集』第一卷三〇五頁。

(98) 村田氏寿宛書翰（安政四年九月）『橋本景岳全集』上巻四〇五頁。

(99) 『昨夢紀事』第三卷六七頁。

(100) 橋本左内宛田宮弥太郎書翰（安政四年一月）『橋本景岳全集』上巻五三一頁。

(101) 「武教全書講録」（安政三年）『松陰全集』第四卷二二二頁。

(102) 玉木文之進宛書翰（嘉永六年九月）『松陰全集』第八卷二二三頁。

(103) 老中宛上書（安政四年一二月）鳥津家臨時編輯所『照国公文書』（明治四三年）第二卷五五頁。

- (104) 『水戸藩史料』上編坤八一七頁。
- (105) 『昨夢紀事』第三卷一五八頁。
- (106) 同前 二二七頁。
- (107) 阿部正弘宛松平慶永書翰(安政元年二月)『昨夢紀事』第一卷二四七頁。
- (108) (110) 中根雪江宛書翰(安政五年二月)『橋本景岳全集』上卷七一八～七一九頁。
- (109) 松田東吉郎宛書翰(安政四年一月)同前 一八六頁。
- (111) (113) 村田氏寿宛書翰(安政四年九月)同前 四〇六頁。
- (112) 『外交問題に關して』(文久三年二月)山崎正董『横井小楠遺稿』(日新書院、昭和一七年)一〇〇頁。
- (114) 三村晴山宛書翰(嘉永三年四月)『増訂 象山全集』第三卷五六〇頁。
- (115) 『三河物語 葉隠』二一八頁。
- (116) 同前 二九一頁。
- (117) 同前 三九四頁。
- (118) 有徳者君主思想を援用しての理想化は、決して幕府「創業之君」たる徳川家康に限られたものではなかった。例えば、薩摩藩の島津綱貴の家訓には「夫〔我〕家島津之先祖豊後守忠久は、右大将頼朝公之長庶子にして、文武之達人也。…事故無く逆賊を討亡て領国に帰り、仁義を以て民を撫給ひしかば、其積善之余慶、五百年來我等に至り」(『近世武家思想』六五頁)と語られている。「御代々の殿様、悪人之無く、鈍智之無く、日本の大名に二、三と下らせらるるは終に之無く」(『三河物語 葉隠』二一八頁)との形をとる「御家」意識は、儒教的な教養の浸透に伴って、総じてこの種の粉飾に向かったと言つて良い。
- (119) 徳富蘇峰『新日本之青年』『明治文学全集・三四』徳富蘇峰集(筑摩書房、昭和四九年)一二六頁。
- (120) 行論に続けて述べる所の制度把握、その江戸期における展開を朱子学的な「自然的秩序」の論理との対照関係において系統的に描き出したのは、周知の如く、丸山真男「近世日本政治思想における『自然』と『作為』——制度観の対立としての——」『日本政治思想史研究』(東京大学出版会、昭和二七年)である。荻生徂徠を嚆矢としての先覚的な儒者や経世家による知的営為については、同書を参照されたい。

(121) 水戸学大系刊行会『水戸学大系 三 藤田幽谷集〔附 岡井蓮亭・国友善庵集〕』（井田書店、昭和一七年、以下は『大系 幽谷集』とのみ記す）七三頁。

(122) 『水戸学』一八五頁。

(123) 『大系 幽谷集』二一三～二一四頁。ちなみに、長州藩の天保改革の立役者とも言うべき村田清風は、その『清土談』において徳川家康の統治方法に触れて次のように述べている。「近は東照宮の御治め方は、和漢古今聖代といふとも其類之有る間敷候、是を手本となし候事、当時の龜鑑第一に御座候、去り乍数百年押移り候時は、末弊は之有るものよし、其末弊の小直しきへすれば、千万年も太平打つつき申す可く候」（山口県教育会『村田清風全集』〔昭和三六～三八年〕上巻三五三頁）。ここにも、基本的な同質の態度を看取することが出来よう。

(124) 徂徠は次のように語っている。

「制度ト云ハ法制・節度ノ事也。古聖人ノ治ニ制度ト言物ヲ立テ、是ヲ以テ上下ノ差別ヲ立、審ヲ押へ、世界ヲ豊カニスルノ妙術也。之ニ依リ歴代皆制度ヲ立ルコトナルニ、当世ノ大乱ノ後ニ武威ヲ以テ治メ玉ヒシ天下ニテ、上古トハ時代遙ニ隔リシ故、古ノ制度ハ立テ難ク、其上大乱ノ後ナレバ、何事モ制度皆亡ビ失セタリシ代ノ風俗ヲ改メズ、其儘ニオカレタルニ依テ、今ノ代ニハ何事モ制度ナク、上下共ニ心儘ノ世界ト成タル也。：今ノ世ニモ大抵夫々ニ格モ有様ナル故、物ノ道理ヲ知ラザル人ハ制度ノ有様ニ思ヘケレドモ、今ノ世ニアル格ト言様ナル物ハ、古ヨリ伝タル礼ニモ非ズ。亦上ヨリ屹ト立サセラレタル格ニモ非ズ。其中ニハ上ヨリ時々ニ仰セ出サレタルコトモアレドモ、何レモ皆世ノ風俗ニテ自然ト出来タルコトニテ、世ノ風俗移リ行ケバ、其風ト共ニ其格ト言ヤフナル者モ移リ行ク。皆下ノ成行ノ儘ノコトニテ：誠ノ制度ト言物ニテハ曾テ之無キ也」（『荻生徂徠』三一～三二頁）。

(125) 『水戸藩史料』上編坤八六一頁。

(126) 『有馬新七先生伝記及遺稿』三八〇頁。

(127) 「感心公に上りて天下当今の要務を陳ず」（天保一三年十一月）『増訂 象山全集』第二卷上書の部三六～三七頁。

(128) 『新論・迪繚編』七七頁。

(129) 『松陰全集』第五卷一五三頁。

(130) 村田氏寿宛橋本左内書翰（安政四年十一月）『橋本景岳全集』上巻五五四頁。

(131) 『横井小楠遺稿』三〇頁。

(132) 「田中虎六為_レ吾作_二四時軒記_一。賦_二七古一篇_一為_レ謝」 同前 八七九頁。

(133) 「国是三論」 同前 三一〜三三頁。

(134) 会沢安『新論』の以下の言説には、その一端が窺えよう。

「夫れ西夷は並び立ちて戦国と為り、同じく一神を奉ず。利を見れば則ち相連和して以て其欲を濟す。其利害を分たば、則各々疆場を保つ。固よりは是れ其の常なり。故に西方に難あれば、則ち東方事無く、難平げば則ち各々地を四方に略す。東方是に於てか寧きを得ず」(『新論・迪彝編』一一五頁)「鄂羅」其初、洋中に出没し、以て吾が地形を測り、吾が動静を闕ひ：尋いで礼を厚うして以て通商を乞う。結計の行はれざるに及びて、乃ち蝦夷を劫し、吾が官府を焚き：而して又更めて通市を要む。是れ其の闕視する漸有りて、而して其の請求するや、或は自ら飾るに礼を以てし、或は人を嚇すに兵を以てし、百方兼ね施して、其術至らざるに莫し。而して其意は変知るべきなり。(中略) 諂厄利は、是より先其の來ること甚だ疎なりしが、而も勿ち鄂羅と相代り、人の側に偏り、人の懐を搜る、亦甚だ怪しむべからずや。鷲鳥の撃つや必ず其の形を匿す。則ち將安んぞ鄂羅内に自ら潜伏し、諂厄利を誘ひて先驅と為し、深く其機を秘し、形迹を見ざるに非るを知らんや」(同前 一一七〜一一九頁)。

(135) 『松陰全集』第三卷五三四〜五三五頁。

(137) 中国と日本との「華夷」觀念の落差については、植手通有「対外觀の転回」橋川文三・松本三之介『近代日本政治思想史I』(有斐閣、昭和四六年)が、要領を得て詳細である。なお、従前との議論に関連して付け加えるなら、幕末において昂揚を見せた「夷狄」の觀念は、必ずしも即座に鎖国制度の「染習」と見做されるべきではない。むしろそれは一応次元を劃する、いわば対外的な危機感のイデオロギー的発現と受けとめられるべきであろう。かかる理解に立つことによつて、以下の構図が見えてくるようになる。すなわち、その「染習」に支配されて伝統依存の精神から脱却し得ぬ時、「夷狄」觀に発する政治論は概ね鎖国的攘夷の主張となり、所与性からの内的な解放が進んでは、漸次開国的攘夷の主張へと転じた。

(138) 佐久間象山が嘉永二年に藩主に上申しての言、「外寇の來り候はむは、いつをはかられざる事にて、既にイギリスには久しく野心を懷き、閩關致し候との事に候へば、防禦の策は、清朝の覆轍を鑑みて、兵法に申所の彼を知り己を知るの義を勉め度事に存じ奉り候」(「ハルマを藩業にて開板せんことを感応公に答申す」(嘉永二年二月)『増訂 象山全集』第二卷六三頁)には、こうした動きが典型的な形で示されている。

- (13) 松平慶永宛書翰(安政三年一月)『昨夢紀事』第二卷五三頁。
- (14) (143) 山崎正董『横井小楠伝』(日新書院、昭和一七年)上巻二九〇頁。
- (141) 伊達宗城宛書翰(安政五年四月)『照國公文書』第二卷七五頁。
- (142) 村田氏寿宛書翰(安政四年一〇月)『橋本景岳全集』上巻四七一頁。
- (144) (145) (149) 三条実万宛呈書控(安政五年二月)同前 六九二〜六六三頁。
- (146) 『横井小楠遺稿』一一頁。
- (147) 岩波文庫版 同書(昭和三七年)上巻三三頁。
- (148) 立花壹岐宛書翰(安政二年九月)『横井小楠遺稿』二二四頁。
- (150) (154) 梁川星巖宛書翰(安政五年一月)『増訂 象山全集』第四卷六九四頁。
- (151) 幕府宛上書(安政四年一二月)『昨夢紀事』第二卷三〇八頁。
- (152) 勝海舟宛書翰(安政三年七月)『増訂 象山全集』第四卷四九二頁。
- (153) 注(142)に同じ。
- (155) 幕府宛上書(安政四年一月)『昨夢紀事』第二卷二四一頁。
- (156) (159) (161) 村田氏寿宛書翰(安政四年一月)『橋本景岳全集』上巻五五三〜五五四頁。
- (157) 『昨夢紀事』第一卷三八二頁。
- (158) 注(140)に同じ。
- (160) 「米使応接の折衝案を陳へ幕府に上らんとせし稿」(安政五年四月)『増訂 象山全集』第二卷一三七頁。
- (162) 梁川星巖宛書翰(安政五年一月・三月)『増訂 象山全集』第四卷六九一〜六九二頁・第五卷一六〜一七頁、「米使応接の折衝案を陳へ幕府に上らんとせし稿」同上 第二巻上書の部一三八〜一三九頁等。
- (163) 「將及私言」『松陰全集』第一卷二九八〜二九九頁。
- (164) 『島津斉彬文書』下巻一・一四三頁。
- (165) 『昨夢紀事』第一卷二四七頁。
- (166) 杉梅太郎宛書翰(嘉永六年七月・八月)『松陰全集』第八卷一九〇頁・一九五頁。

- (167) 『昨夢紀事』第四卷一六頁。
- (168) 幕末における〈公議輿論〉の思潮の展開については、井上勲「幕末・維新时期における『公議輿論』觀念の諸相」『思想』六〇九号(昭和五〇年)が、極めて巧みにこれを分析している。
- (169) 『北大法学論集』第二九卷第三・四号四二四～四二五頁、四三〇～四三二頁。
- (170) 立花壹岐宛書翰(安政二年一月)『横井小楠遺稿』二三一～二三二頁。
- (171) 尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想 前篇』(邦光堂、大正一四年)一七～四二頁参照。
- (172) 『橋本景岳全集』上巻一五四頁。
- (173) 注(132)に同じ。
- (174) 『横井小楠遺稿』九三頁。
- (175) 日本史籍協会『続再夢紀事』(大正一〇～一一年)第一巻一〇八頁。
- (176) 日本史籍協会『大久保利通文書』(昭和二～四年)第一巻四四二頁。
- (177) (178) 江戸藩邸宛書翰(安政五年二月)『橋本景岳全集』上巻七二八頁。
- (179) 左大臣近衛忠熙宛書翰(安政五年一月)『照国公文書』第二巻五七頁。
- (180) 中根雪江宛書翰(安政五年二月)『橋本景岳全集』上巻七二三頁。
- (181) 田宮弥太郎宛橋本左内書翰(安政四年一二月)同前 五九一頁、老中宛島津斉彬上書(同上)『照国公文書』第二巻五四～五五頁、堀田正睦宛松平慶永書翰(安政五年四月)『昨夢紀事』第三巻三四二頁等。
- (182) 注(156)に同じ。
- (183) 複数の老中を中心とした合議に基く意思決定、月番制に代表される職務の順次的な交代、権勢が集まる勘定奉行を三奉行の末座とすることに見られる力と位の逆比例的な機構構成等々。それは、政治的効率を慮外に置いた、均衡による安定(≠停滞)のいわば極限とも称さるべき制度であった。無論、かかる分割的均衡は、幕府が体制の頂点にあってこれを支配する基本原則でもあった。すなわち、福沢諭吉の描き出すを借りて言えば、「京都の公卿は位尊くして実力なく、諸藩主は兵馬金穀の権を専にしなから位に於ては公卿と齒するを得ず、親藩大藩の勢力大なりと雖ども天下の政權を執る者は必ず小弱藩主に限り、藩力に於ては大藩の十分一にも足らざる者が、其大藩主を進退する自由ならざるはなし。(中略)之を要するに其士族以上を制御するの法、一方を抑

へて一方を揚げ、恰も一身の左右を抑揚して本人の情を瞞着し、其揚げられたる方に得意を催ふして、抑へられたる方の憂を忘れしめ、其際に中央政府は実必要用なる實際の政権のみを偷むの趣向なるか如し〔秩序紊乱の中に秩序あり〕『福沢論吉全集』第一〇卷二八六頁）きものであった。

(184) 「蟾影集」『江戸』第一巻第一号・第二号。

(185) 「下田日記」日本史籍協会『川路聖謨文書』（昭和七〇九年）第六卷二八七頁。

(186) 「京都日記」同前 三五七頁。

(187) 松平慶永宛書翰（安政五年四月）『昨夢紀事』第三卷二五六～二六〇頁。なお、水野忠徳は、安政四年一二月に勘定奉行から田安家々老に転じている（『関係文書』第一八卷五一七～五一九頁）。

(188) 坂田精一訳・ハリス『日本滞在記』（岩波文庫版、昭和二八〇九年）下巻一六八～一六九頁。ちなみに、ハリスは、岩瀬や井上の朝廷に対する「軽蔑的」な態度について次のようにも記している。

「彼らは、ミカド（帝）について殆ど軽蔑的に語り、日本人がミカドに払っている尊敬について私が若干の言葉を引用したとき、彼らは呵々と大笑した。彼らの言うところによれば、ミカドは金も政治的権力もなく、日本で尊重される何ものでもない。彼は一介の価値なき人にすぎぬと」（同前 一三五頁）。

(189) 松平慶永宛書翰（安政五年四月）『昨夢紀事』第三卷二九四頁。

(190) 注（187）に同じ。

(191) 福地源一郎「懷往事談」『明治文学全集』一一・福地桜痴集（筑摩書房、昭和四一年）二九五頁。

(192) 『昨夢紀事』第三卷三六六～三八八頁。

(193) 知人某宛書翰（嘉永六年一二月）『関係文書』第三卷三五九～三六一頁。

(194) (195) 川路寛堂『川路聖謨之生涯』五八四頁。

(196) 老中宛建白草稿（安政元年二月）『昨夢紀事』第一卷一八三頁。

(197) 海防掛勘定奉行・勘定吟味役上申書「水戸前中納言様上書に就て」（嘉永六年九月）『関係文書』第二卷一九頁、なお『昨夢紀事』第一卷三七八頁参照。

(198) (200) (202) 大鳥居満正宛書翰（嘉永元年五月）『大日本維新史料・類纂之部 井伊家史料』（以下『井伊家史料』とのみ記す）第一

卷三一四頁。

- (199) 家老宛直書(安政元年三月)『井伊家史料』第三卷三一頁。
- (201) 三浦高秋宛書翰(弘化三年六月)『井伊家史料』第一卷一六二頁。
- (203) 『井伊家史料』第三卷八一頁。
- (204) 『井伊家史料』第四卷二二七頁。
- (205) 彦根藩側役宇津木景福宛書翰(安政五年七月)『井伊家史料』第七卷三三二頁。
- (206) 松永半六探索書(安政五年七月)『井伊家史料』第八卷二二頁。
- (207) 三浦安庸宛書翰(安政元年九月)『井伊家史料』第三卷四四四頁。
- (208) 注(199)に同じ。
- (209) 野村秀勝が井伊直弼への政治的期待を述べるに以下の如く語っていたが、そこからはこのこと一端が窺えよう。
 「公方様の御為筋は勿論、治国平天下の御趣意も相叶、日本神国の御法度も相立、世界の困窮をも御救遊され候様御工風祈り奉り候。左候へば天下国家も速に相治り、むかしに復し世上も順和に相成、異國船のうれいも之有る間敷」(『井伊家史料』第四卷二八一頁)。
- なお、天皇や朝廷に対する姿勢において、対立する両派に大差なかったことは勿論である。井伊直弼のそれについては、宇津木景福宛長野義言書翰(安政五年二月)『井伊家史料』第五卷三九九〜四〇〇頁を参照。
- (210) 宇津木景福宛書翰(安政五年五月)『井伊家史料』第六卷二六二頁。
- (211) 宇津木景福宛薬師寺元真書翰(安政五年六月)『井伊家史料』第七卷五二頁。
- (212) 『井伊家史料』第四卷一四九頁。
- (213) 同前 二七四頁。
- (214) 『北大法学論集』第二九卷第三、四号四三三〜四三四頁。
- (215) 同前 四二五〜四二七頁を参照。
- (216) 「川路聖謨遺書」『川路聖謨文書』第八卷一八七頁。
- (217) 例えば、勘定吟味役から佐渡奉行に栄転して赴任する際には、その身分に応じた供立を見て次のように記し、併せ「君の恵」を

思う二首を誦い添えていた。

「こたびの旅はたて道具二本鎧にて長刀鉄砲をも持ち為し諸侯にもかはらざる供立にて、儉素にはせしかどおのづからなる行装おこがましき様、中々前に比すべくも候はず、実に有り難き事ならずやとおもひて

かこししな、身たけにあまる恵ぞと、旅の衣のたもと露けき
友どちに、うれしくこそは別れけり、君の恵の程をしらせて

「〔鳥根のすさみ〕『川路聖謨文書』第一卷一九八頁。

(218) 「寧府紀事」『川路聖謨文書』第四卷一七七頁。

(219) 「川路聖謨遺書」『川路聖謨文書』第八卷一四一～一四二頁。

(220) (221) 同前 一五七頁。

(222) 渡辺華山を中心とした開明人士の交流とその中の川路聖謨については、佐藤昌介『洋学史研究序説』(岩波書店、昭和三九年)一九一～二一四頁を参照。

(223) 海防掛勘定奉行上申書(四月)『関係文書』第一五卷八二四～八二七頁。

(224) 「東洋近鴻」『川路聖謨文書』第八卷四〇～四二頁、一一一～一二二頁。

(225) 「千里飛鴻」『川路聖謨文書』第七卷二七二頁。

(226) 同前 二〇三頁、「川路聖謨遺書」『川路聖謨文書』第八卷二〇二～二〇三頁。

(227) 村田氏寿宛書翰(安政四年一〇月)『橋本景岳全集』上巻四四二頁。

(228) 中根雪江宛橋本左内書翰(安政五年三月) 同前 七六二～七六三頁。

(229) 『関係文書』第二卷一七頁。

(230) 無論、追認であることには変りなく、例えば米国総領事ハリスから出された公使江戸駐在・自由貿易実現の要求を呑むにおいても、やはり以下の如く弁じていた。

「渠中立に任候得ば、遂には諸蛮一般之風習に押移り、邪教御制禁は勿論、都て御制度癡弛いたし候様成行申す可くは顯然にて、左候邊、申立之趣御拒絕相成候得ば、戦争の端に罷成、何れに従候ても、容易ならざる次第柄に候得共、当今之形勢、兎に角穩便之御所置御座候より外之有る間敷…」(海防掛勘定奉行・勘定吟味役上申書「米国総領事日本の重大事件申立の件」(安政四年一月)『関係文書』第一八卷二五〇頁)。

- (231) 宇津木景福宛長野義言書翰(安政五年二月)『井伊家史料』第五卷四四五頁。
- (232) 慶喜擁立派の執拗な働きかけにも拘らず、終始曖昧な態度をとってきた川路は、しかし自ら随員として赴いた通商条約の勸許工作が不調に終った時、「上は天子より下諸侯並びに末々に至り候迄其の一事にて穩に治」(川路聖謨之生涯)六〇七頁)るべしとて、遂に慶喜の將軍後嗣たるべきことを上申するに到った。
- (233) 田辺太一『幕末外交談』(富山房、明治三二年)四一〜四二頁。
- (234)(236) 海防掛目付・大目付上申書(安政四年三月)『關係文書』第一五卷七〇一頁、七〇三〜七〇四頁。
- (235) 在府開港地諸奉行上申書「米國總領事日本重大事件申立の件」(安政四年一月)『關係文書』第一八卷二五五頁。
- (237) 安東貞信宛井伊直弼書翰(弘化四年二月)『井伊家史料』第一卷二五一〜二五二頁。
- (238) 『關係文書』第一七卷三四一〜三四二頁、六五八〜六六一頁等参照。
- (239) 江戸同役宛書翰(安政四年六月)『關係文書』第一六卷四五八頁。
- (240) 『井伊家史料・幕末風聞探索書』上卷四四七頁。
- (241) 『昨夢紀事』第三卷三九三〜三九四頁。
- (242)(244) (安政四年三月)『關係文書』第一五卷七〇〇〜七〇五頁。
- (243) 慶永宛書翰(安政三年一月)『昨夢紀事』第二卷六一〜六二頁。
- (245) 「横浜開港の件」(安政四年一月)『關係文書』第一八卷三九六〜三九九頁。
- (246) (安政四年一月)『關係文書』第一八卷五八一〜五八四頁。
- (247) (安政二年四月)『關係文書』第一卷二〇頁。
- (248)(250)(251)(253) 『昨夢紀事』第三卷二九九〜三〇一頁。
- (249) 『昨夢紀事』第二卷三五九〜三六〇頁。
- (252) 左内宛書翰、左内宛平山謙二郎書簡(共に安政五年七月)『橋本景岳全集』下卷一〇〇四頁、一〇〇五頁。なお、平山は、岩瀬の腹心とも言ふべき徒目付で、後、若年寄に昇る人物。
- (254) 講武所頭取窪田清音書翰(安政五年七月)『井伊家史料』第七卷二五五頁。
- (255) 『昨夢紀事』第三卷三八六頁。

- (256) 宇津木景福宛茶師寺元真書翰（安政五年六月）『井伊家史料』第七卷三頁。
- (257) 「蟾影集」『江戸』第一卷第二号所収。
- (258) 「介堂詩草」同前。
- (259) 「蟾影集」『江戸』第一卷第一号所収。
- (260) 『井伊家史料』第九卷一六三頁。
- (261) 江戸同役宛書翰（安政四年九月）『関係文書』第一七卷七二二頁。
- (262) 注（241）に同じ。
- (263) 注（248）に同じ。
- (264) （安政五年四月）『昨夢紀事』第三卷三九八頁。
- (265) 『昨夢紀事』第四卷二二頁。
- (266) 「まがきのいばら」『勝海舟全集』第一一巻四五八頁。
- (267) 『昨夢紀事』第三卷三七七頁。

Reformist Tokugawa Officials during the Bakumatsu
to Mid-Meiji Era : Some Problems of Nation-
building and Loyalty Shifts (3)

Hisashi KIKUCHI*

Introduction

- I The Genesis of Reform Movement in the Bakufu Government :
Loyalty in the Tokugawa Regime, the Beginning of Discrepancy
between the Idea and its Social Background
 - 1. Reforms in the Bakufu Government 1853-1858
 - 2. Growing Split in the Traditional Idea of Loyalty among
the Bakufu Reformists
- II Development of Reform Movement in the Bakufu Government
and Differentiation of Factions within it : Emergence of an Idea
of "Nation", Individuation and Loyalty Shifts
- III The Remnant of the Bakufu Reformists vis-à-vis Nation-building
under the Meiji Oligarchy : Conflicting Ideas of Loyalty and its
Settlement

Conclusion

In this article, the author treats the Bakufu reformists and the remnant of them in late nineteenth century and tries to analyze their thought and behaviour from the viewpoint of loyalty shifts.

In the present part, continued from the preceding part, it is discussed that *bushi's* loyalty began to turn against the Tokugawa regime

*Assistant, Faculty of Law, University of Hokkaido

and this change was carried out not only by the non-Bakufu groups but also by the Bakufu reformists (I-2).

Bushi's loyalty, the allegiance of retainer, had already plural meanings in the late Tokugawa period. Of course, it implied the duty of personal devotion to lord, but just as the basis. On the one hand, it was limited by the norm of the Confucianism, especially the ideas of *Jinseianmin-Tenkaiko* (administration for the people as the responsibility to Heaven). On the other hand, through this limitation, it was linked ideologically to monarch, *Shogun* or *Tenno*. With such inclusion, *bushi's* loyalty held the Tokugawa regime.

The shifts of loyalty in the Bakumatsu were the transformation in these meanings. At the crisis of the political unity in the face of Western powers, the ideas of *Jinseianmin-tenkaiko*, the premised rule of loyalty, turned to the principle of the unity maintenance and got out of the traditional political order. In addition to this change, the monarch, especially the traditional authority *Tenno*, arose as the personal symbol of the unity and drew the loyalty from lord to himself. These shifts meant that *bushi's* loyalty began to turn against the Tokugawa regime.

The loyalty shifts were, of course, represented most typically by the non-Bakufu groups, above all *Sonno-Joi* groups. But the Bakufu reformists, the political rivals of these groups, also took their share in these shifts. Nothing but this change in thought and behaviour brought reforms to the Bakufu government

(to be continued)